

# 令和6年第3回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

令和6年9月10日(水曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 15時03分

### 議事日程

開会 令和6年9月10日(水) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部を改正する条例

日程第5 議案第2号 阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号 阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第5号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 日程第9 議案第6号 阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第7号 令和6年度阿武町一般会計補正予算(第2回)
- 日程第11 議案第8号 令和6年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)
- 日程第12 議案第9号 令和6年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第13 議案第10号 令和6年度阿武町簡易水道事業会計補正予算(第1回)
- 日程第14 議案第11号 令和6年度阿武町集落排水事業会計補正予算(第1回)
- 日程第15 議案第12号 令和5年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

### 出席議員(8名)

#### 議席番号

- |    |      |
|----|------|
| 1番 | 米津高明 |
| 2番 | 上村萌那 |
| 3番 | 白松靖之 |
| 4番 | 西村容子 |

5番 松田 穰  
6番 池田 倫拓  
7番 副議長 市原 旭  
8番 議長 末若 憲二

欠席議員 なし

欠員 なし

#### 説明のため出席したもの

町長	花田 憲彦
副町長(総務課長事務取扱)	中野 貴夫
教育長	網本 徳文
まちづくり推進課長	高橋 仁志
健康福祉課長	矢次 信夫
戸籍税務課長	水津 繁斉
農林水産課長	野原 淳
土木建築課長	近藤 慎治
教育委員会事務局長	藤田 康志
会計管理者	柴田 奈美
福賀支所長	工藤 茂篤
宇田郷支所長	小野 智彦

欠席参与                   なし

### 事務局職員出席者

議会事務局長           三   浦       貴

議会書記               平   田   祥   子

開会   9時00分

### 開会の宣告

○議長(末若憲二)  全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長  開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

  本日、令和6年第3回阿武町議会定例会が招集されました。議員各位には、応招ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、今期定例会は令和5年度の決算議会でありますので、長山代表監査委員さんには会期をとおして出席をお願いしております。大変ご苦労様でございます。

  今年の夏も猛暑酷暑であり、連日猛暑日が記録されました。8月に入りますと台風が多く発生をし、特に台風10号は、ノロノロで迷走し、沖縄地方から九州地方、さらには近畿、東海、関東、東北と、秋雨前線を刺激し、全国各地に暴風と豪雨をもたらし、死者22人、行方不明5人、全壊家屋502棟などの被害が多く発生しました。被害に遭われた方々に、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

  阿武町では、大きな被害はなかったようですが、全国では河川の氾濫や、都市部におきまして、排水が間に合わないところが多く見られました。そして、冠水している場所を車で走行し、身動きがならない状態になった車を多く見かけました。各々状況判断と、クルマの構造を今一度見つめ直してほしいと思いました。

  今月もまだまだ暑い日が続きます。今後も、毎年このように異常気象が続くものと思われまます。そうすると、全国各地に、今まで経験したことのない豪雨となると、河川の構造や強度が今のままでいいのだろうか、国交省や県、各市町村は、見直しを検討しなくてはならないのではと思います。

  国政においては、与党、野党の総裁や代表選挙が行われています。多くの方々が立候補されていますが、総裁選挙には、我々の地元の3区から出馬され

ます。しっかり頑張ってもらいたいと思います。そして、山口県9人目の総理を目指してほしいと思っております。総裁代表が決定しますと、早いうちに衆議院議員選挙が行われるのではと予想されます。早ければ10月11月と思われれます。どこの政党が政権を握られても、国民から、世界から信頼される政権になっていただきたいと思います。そして、国民の安全安心をしっかり守っていただくことを願います。

世界を見ますと、時を同じくして、アメリカの大統領選挙が行われます。どちらになられても、日本との関係が押し付けばかりでなく、友好的な関係を深め、中国が領海領空侵犯をおこなっている現在、中国や東アジアに対しても、話ができる人を望んでおります。

そんな中ではありますが、阿武町内各地区では、夏の風物詩である、夏祭りや盆踊り大会が昨年に引き続き開催されました。奈古地区では花火大会や、福賀地区や宇田郷地区では、それぞれ盆踊りや神楽舞の披露があったと聞いております。故郷の夏の良き思い出になったと思います。

今期定例会では、一般質問、各議案の審議のほか、昨年度、令和5年度各会計歳入歳出決算の認定が審議されます。予算に対しどのような成果や住民福祉が行われたのか等、議員各位の慎重なる審議をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

○議長 本定例会に付議されます議案は、議案12件、全員協議会における報告3件、また5人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は8人全員です。ただ今より、令和6年第3回阿武町議会定例会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、一般質問、議案説明、一部質疑・採決、及び委員会付託です。

### 議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる6月12日開催の令和6年第2回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め、諸般の報告を行います。

6月17日、山口県市町村振興協会評議員会の事前協議が役場本庁で開催され、本職が出席しました。

6月19日、第5回ABUスイムラン実行委員会が役場本庁で開催され、本職が出席しました。

6月28日、山口県市町村振興協会評議員会が山口県自治会館で開催され、本職が出席しました。

7月2日、山口県町議会議長会7月定例会が山口県自治会館で開催され、本職が出席をいたしました。

7月7日、第5回ABUスイムランが開催され、本職が出席をしました。

7月9日、西日本地区各県町村議会議長会協議会が東京都千代田区のルポール麴町で開催され、本職が出席をしました。

7月10日、全国町村議会議長会都道府県会長会議が東京都千代田区の全国町村議員会館で開催され、本職が出席をしました。

7月12日、山口県市町総合事務組合議会臨時会が山口県自治会館で開催され、本職が出席をしました。

7月22日、山口県町議会議長会臨時協議会が役場本庁で開催され、本職が出席をしました。

7月24日、山陰道・小郡萩道路整備促進要望行動が東京都千代田区の国土交通省他で開催され、本職が出席をしました。

8月8日、JR山陰本線(下関ー益田間)利用促進協議会総会が萩市役所で開催され、本職が出席しました。

8月20日、令和6年度山口県町議会広報研修会がセントコア山口で開催され、昨年度に引き続き、市原副議長と松田委員長の両名が出席をしました。

8月21日、第28回阿武萩和牛共進会が萩市むつみ肉用牛集出荷施設で開催され、本職が出席をしました。

8月22日、山陰道等早期整備決起大会が萩市総合福祉センターで開催され、議員各位出席をされました。

8月23日、萩広域シルバー人材センター新萩事務所竣工式が開催され、本職が出席をしました。

8月30日 午前9時より議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果については、資料のとおりです。

なお、それぞれの資料が控室にありますのでご覧ください。

○議長 以上で、諸般の報告を終わります。

### 町長あいさつ

○議長 ここで本定例会の開会にあたり、町長があいさつを行います。町長。

○町長(花田憲彦) あいさつの前に、私もう1ヶ月くらい前からですね、咳が止まらない、病院に行って検査してもらっておりますけども、特別何だしないといふふうなことでありますが、発言中あるいはみなさんの話を聞く際にですね、咳込むようなことがあるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。PCRやら肺炎の検査もしていただいて、そこの辺は問題ありませんので、申し添えておきます。

それでは、令和6年第3回阿武町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、今年の夏も、連日熱中症警戒アラートが発令される、大変厳しい毎日が続き、ここにきて幾分暑さも和らぐかなと思っておりましたが、あに凶らんにや、相変わらず残暑が厳しいわけではありますが、議員のみなさま方におかれましては、公私ともにご多繁の中を、応招ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今年の夏はフランスのパリで、7月26日から夏季のオリンピック、そして8月28日からはパラリンピックが開催され、連日、日本人選手の大活躍が伝えられ、国中が大きく沸いたところでもあります。

また、超大型といわれた台風10号につきましては、先月の30日には九州から瀬戸内海付近を東に進み、山口県に接近したわけではありますが、各地で暴風、高波、雷を伴う激しい雨が降りまして、ところによっては、観測史上最多の雨量を記録し、日常生活が大きく脅かされたところでもあります。

幸いにも阿武町におきましては、大きな被害はなく、夏の福賀のスイカにおいても大変好評であったというふう聞いておりますし、また正に収穫まったただ中の福賀梨においても、落果等が懸念されたところではありますが、多少は落ちたものの、大きな被害には到らずに、出荷も順調に続いているようであります。

また、水稻につきましても、今年は梅雨の期間が短く、猛暑続きで渇水の年でありましたが、いわゆる米不足の影響もありまして、JAの1等米の概算金の単価が、今年度産につきましては、品種や等級にもよりますが、例年大体60kgあたりが10000円代から11000円代というふうなところでありましたが、今年度産においては、15000円代から16000円代と、4000円以上の近年にない大幅な値上げが発表されまして、今後、台風などの影響を受けることなく、順調に収穫が進めば、正に豊穰の秋が迎ええられるものと大きく期待しているところでもあります。

今年は1月1日の能登半島地震の大災害からはじまり、先月8日の宮崎県南部の地震では、気象庁がはじめて、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意報)を発表しましたが、お盆の観光シーズンに大きな影響が出たほか、一部の自治体では不要不急の旅行の自粛を呼び掛けるなど、混乱も発生いたしました。

今正に、南海トラフ大地震の発生の可能性が高まる中で、本町では直接的には影響はないとされておりますが、各地での地震の発生をはじめ、異常気象による線状降水帯やゲリラ雷雨など、毎年のように甚大な被害が全国各地で発生している状況の下にあって、私といたしましても、これまで以上に防災対策の必要性を強く感じているところでもあります。

こうした中、本町では、地域防災計画の見直しに着手しておりますが、現在、国や県の防災関連の計画などとの整合性を図りながら、地域の特性や時代に即した実効性の高い地域防災計画を策定中であり、また一方で、これと平行して、

有事の際に住民への影響を最小限に留めるための職員防災マニュアルや、感染症対策を踏まえたBCP、業務継続計画の見直しにも着手しているところであり  
ます。

さて、本町にとって最大の課題であります人口減少問題であります。先に、有識者でつくる人口戦略会議が、阿武町を含む全国 744 市町村を消滅可能性自治体としたことは、議員各位もご案内のとおりであります。この消滅可能性自治体という言葉には、長年、懸命に過疎と戦っている我々にとって、これまでの努力を軽んじ、ある意味、後ろ向きの響きがあることに大きな違和感を感じるわけですが、それはそれとして、私達はこの問題については、正に待ったなしでありますので、今以上に、英知を結集し、取り組んでいかなければなりません。

先般、本町では、町民アンケートを実施いたしました。第7次阿武町総合計画の後期基本計画、及び第3次阿武町版総合戦略の改訂に着手してまいし、また平行して進めております、阿武町DX推進計画につきましても、今年度からサブテーマをあぶDX未来プロジェクト、通称デイプロとして、プロジェクトチームにより鋭意検討を進めているところであります。

また、阿武町にとって、当面の大プロジェクトであります、新たな地域医療体制の確立における診療所等複合施設の整備であります。昨年の8月に、地域医療や福祉等の関係者 10 人による、阿武町地域医療検討会を発足させ、昨年度は2回開催し、広くご意見も伺ったところであります。

また、先月の2日には、町職員と社協職員合わせて 15 人で構成する、町内のプロジェクト会議も立ち上げ、先の検討会での意見も踏まえた中で、新たに整備する診療所等複合施設のコンセプトをはじめ、医療と福祉の連携強化や、オンライン診療などの最新技術の導入、福賀や宇田郷地区の医療体制の充実のほか、子ども家庭センター機能を併せ持ち、さらに町民が集い、くつろいだ空間の中でコミュニケーションが図られよう、夢のある施設の建設に向けたスケジュールや、各部署の役割分担の確認などを行ったところであります。

また、医師の確保につきましても、山口大学医学部附属病院とコンサルタント契約を締結し、定期的に同医学部の担当医師と協議しながら、診療科目や医師の派遣方法、医療機器の選定などについての協議も進めているほか、建設予定地につきましても、近々に測量設計を行い、既存建物の取り壊しや用地造成工事、さらには施設の設計等にも着手し、来年度には施設の建設にも着手したいと考えているところであります。

なお、この件につきましては、議会最終日の全員協議会におきまして、担当課長の方から現在の状況等について詳しくご説明を申し上げご報告をし、議員各位からのご意見などもその際にお伺いすることとしておりますので、よろしくお願いたします。

このほか、今年度の下期に係る主な事業では、美咲第5分譲宅地整備工事につきましても、柳橋分譲宅地が残り2区画のみとなり、整備を急いでいるわけですが、現在、測量設計の段階であり、転用等の諸手続が完了次第、用地買収に取りかかることとしております。

また、県営の奈古地区の農地中間管理機構関連農地整備事業であります、上郷、下郷、野柳、大里集落を対象としたほ場整備であります、昨年の11月に野地のキウイフルーツモデル園地の造成工事が発注され、現在、野地から大規模林道に上がる付近の奈古谷川右岸側に位置する約1.2ヘクタールの造成工事が進められており、完了後には、植栽面積0.9ヘクタールの樹園地に、果樹棚、防風ネットなどを設置し、来年の3月を目途に、ハイワードの苗木を450本程度植える計画としていただいております。

また、土木工事においては、基幹インフラ施設改修事業として、損傷の激しい町道側溝整備と舗装改修工事を行うため、今年度は改修計画に基づきまして、町道奈古中央線、そして福田中央線、そして宇田郷の王子ヶ坂惣郷線の改修工事を行っているほか、各公共施設の長寿命化関連事業としては、筒尾峠隧道の補修設計業務、及び奈古漁港浜崎護岸の基礎部分である、矢板鋼の補修工事などを実施しているところであります。

こうした中、議員各位もご承知のとおり、くる10月12日に宮城県で開催される全国消防操法大会、基本操法小型ポンプの部であります、これに奈古第1分団の精鋭5人が出場いたしますが、現在、団員が一丸となって夜間訓練を繰り返しながら、全国優勝を目指して頑張っているところであります、全国大会での選手のみなさんの、大いなる活躍を期待しているところであります。

さて、阿武町では、奈古町、福賀村、宇田郷村が大同団結して、昭和30年1月1日に阿武町が発足したわけですが、毛利元就の教えの如く、それぞれの地区が気概と誇りを持って地域を支えて、3本の矢の如く3地区が1つになって、平成の大合併の際にも単独町政を選択し、いよいよ来年の1月1日をもって満70年、町制施行70周年を迎えることとなります。

式典は、来年の7月12日の土曜日にする予定にしておりますが、まずは、今月の25日に記念事業の第1弾として、15年前の町制施行の55周年の際にも呼んだわけですが、世界で活躍していらっしゃるドラム・タオの新作舞台のフューチャーを招致して、大いに機運を盛り上げたいというふうに思っております。

縷々申し上げましたが、阿武町も誕生から70周年を迎えるわけですが、今後とも自助、互助、共助、公助を基本として、互いに知恵を出し合い、助け合い、持続可能な魅力ある町づくりを実践して行くために、常にもっとチェンジ、もっとチャレンジという攻めの姿勢をもって、新たな、そして着実な歩みを進めて参る所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続き

ご理解ご支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、本定例会でご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を簡単にご説明を申し上げます。

今回の議案は 12 件ありますが、まず議案第 1 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部を改正する条例につきましては、法改正に伴い、マイナンバーの利用拡大など、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部を改正するものであります。

次に議案第 2 号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、旧宇田中の校長住宅であった、旧宇田一般住宅を移住お試し住宅として活用するために、新たに阿武町移住体験滞在施設の 1 つに加えようとするものであります。

次に議案第 3 号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、関係政令の公布に伴い、保険証の新規発行の廃止に伴う虚偽の届出に係る罰則条項の改正を行うものであります。

次に議案第 4 号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、関係省令の公布に伴い、人材確保が困難な地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化を図り、職員の配置基準を緩和するものであります。

次に議案第 5 号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、関係法律の改正に伴い、関連する阿武町簡易水道事業給水条例、及び阿武町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の改正を行うものであります。

次に議案第 6 号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、本年 9 月 30 日をもって任期が満了する教育委員の選任につき、ご同意をお願いするものであります。

次に議案第 7 号から 11 号までにつきましては、令和 6 年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)のほか、2 つの特別会計と 2 つの企業会計の補正予算であります。

そして議案第 12 号、令和 5 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、地方自治法の規定により認定をお願いするものであります。

また全員協議会では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてをはじめ、契約の締結について、そして令和 5 年度内部統制評価報告についての報告のほか、先ほど申し上げましたが、診療所施設等複合施設整備事業について、現在の進捗状況についてご報告を申し上げます。

なお、ご提案いたしました各議案のなお詳細につきましては、その都度、関係参与から説明をいたさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたっての私からのあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしく願います。

○議長 以上で町長のあいさつを終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、白松靖之君、4番、西村容子君を指名します。

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる8月30日開催の議会運営委員会において審議の結果、本日から9月19日までの10日間をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から9月19日までの10日間と決定しました。

### 日程第3 一般質問

○議長 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が5人ありますので、議長において通告順に発言を許します。

○議長 はじめに、1番、米津高明君、ご登壇ください。

○1番 米津高明 日本共産党の米津高明です。一般質問、第1項目目を行います。国保税の引き下げ、これを求める質問です。

この中で大変申しわけありませんが、ちょっと間違いがありましたので、1行目から2行目にかけての国保加入者1人あたりとなってるんですが、大変申しわけありません、これが一世帯あたりになります。ちなみに1人あたりでしたら、約20万強ぐらいになります。それでははじめます。

阿武町では、現在も基金が約2億円あります。国保加入者1世帯あたりになると、約31万円になります。山口県内19市町でダントツの多さ、2位の美祢市と比べると、2位の美祢市が20万21万ぐらいですから、それと比べてもかなり大きい金額になります。

これまでの町長の答弁では、基金があるからといって、安易に引き下げに使うものではない。19市町の中で阿武町は低い方、現在も下から数えて3番目以

内ぐらいに入ってると思うんですけども、それでもまだ引き下げというんですか、というような答弁をもらいました。しかしあのこの基金は、国保加入者の国保税が積み上がって、これだけの金額になっていると私は思っています、理解してます。ですから、この基金を速やかに取り崩して、加入者へ返していく、こういう形をとってほしいということで、ぜひともこれをやっていただきたいということです。

○議長 ただ今の1番、米津高明君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 米津議員から、国保の財政調整基金を活用して、国保税の減額についてのご質問であります。このことについては、幾度も同趣旨のご質問をいただいているところであります。

最初に確認をしておきますが、令和5年度末の本町の国民健康保険事業の財政調整基金の残高は、ご指摘のとおり1億9948万円強となっておりますが、この約2億円の基金については、米津議員はあたかも国保加入者の国保税のみが積み上がったものとの認識のようではありますが、正確には、その認識は正しくありません。国保事業特別会計の収入は、国保被保険者の国保税はこれはもちろんであります。そのほかにも国県からの保険基盤安定負担金をはじめ、県からの繰入金や特別調整交付金、各種事業の実施に伴う保険者努力支援交付金などがあり、また、毎年一般財源を伴う一般会計からの繰入も行う中で成り立っておるわけであり。そして、こうした財源をもとに、被保険者の方の保険給付費等を確保して、安定的な財政運営を保つため、国保税においては、保険税においては高い収納率を堅持する一方で、これまで被保険者の方々が住民健診をはじめとする様々な保健事業に取り組まれた結果、健康寿命が延びて、県内でも上位の医療費の抑制につながっているものであり、その結果として、都度都度剰余金を積み上げた結果として、この約2億円の基金があるわけであり。一言で言えば、この基金の中身は、国保被保険者が納めた国保税だけではなく、国保税以外の国税県税、そして、国保被保険者以外の方々の町税も含まれているという認識をしておいていただきたいというふうに思います。そして、これまで何度も質問の中にあつた、国保税の引き下げであります。これも何度もここでお答えしたとおりであります。国民健康保険税は医療分で1人あたりの年額が、本町は令和5年度が4万9624円、今年度が、下がって約1000円下がって4万8662円あります。これはいずれも県内で最も安くなっており、最も高い市町と比較すると、令和5年度が最高のところが7万1387円ですので、阿武町が4万9624円ありますから、差し引き一番高いところから比べれば、2万1763円も安く、これが令和6年度においても一番高いところが7万2226円で、阿武町は4万8662円ありますから、比較すると、2万3564円も安くなっており、さらに県平均と比較しても、令和5年度が県

平均が6万514円ですので、これに比べても1万890円、県の平均から1万890円安く、同様に令和6年度においても、これが6万2399円ですので、これも、県平均から1万3737円も安い、県下で一番安い状況であります。

従って、本町の国保税が県内で最も高い水準ということであれば、あるいは相当高い水準ということであれば、基金を取り崩して引き下げることもありだというふうには思いますが、現状県下で最も安い状況であり、これ以上の引き下げが必要だとは私は思っておりません。今後この基金を有効に使うとすれば、これも何度も申し上げておりますが、今後予想されております県内の保険料の統一の際、阿武町が一番安いわけでありますから、当然上に上がっていくしかないわけで、統一するということは、上がっていくということになるわけでありますが、そのときに急激に国保税を上げざるを得ないような状況が生じることが考えられますので、そうした場合に、激変緩和等のためにこの基金を取り崩すということは考えられるということは以前から申し上げておるとおりであります。

また例えば、現在進めております、新たな複合診療施設につきましては、現時点で国や県からの補助金や、医師の確保等の観点から、国保の直営診療所とすることが最も有利、かつ現実的であるというふうなことになるかというふうに思っておりますが、一定額をその際の整備費の一部に充てるということも、先ほど申し上げましたように、基金の中には国保税以外の、税も入っているということでありますから、全ての納税者の方へ還元するということにもなりますので、こういったことも1つとして考えられることもあるかなと、いうふうなことも思っているところであります。

いずれにいたしましても、この国保の基金につきましては、しっかりと現状分析して、財源確保の見通しを立て、有効に活用していくように努めたいと思っているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 また、同じような回答でちょっとがっかりですけども、国税にしても県税にしても町税にしても、国保の加入者も税金として払っているわけですから、そういう意味では、これは別もんというのはちょっとおかしいいい方かなという気はしています。

それと、その約2億円の中に、これは国保税として加入者が払ったお金、これは国からのお金と色付けされていないでしょう、わからない。私は町長がいつもいわれるように、低い今でも低いのになぜもっと下げよというんですか、というのが最初に質問でいってるように、こうじゃないんですね、その基金を少し加入者に返しなさいという趣旨で私はいってます。例えばね、1人あたり、

今約加入者 950 人ぐらいだと思うんですけども、細かい数字はごめんなさい、ちょっとあれですけども、それに1万円を返すとしても年間 950 万円、それと、今未就学児童に対しては、国が半額 50%負担してますけども、その残りの 50%をこの基金から出すというふうな感じでやっても、この前ちょっと回答もらいましたけど、金額 17 万 6000 円です。これを全部やったとしても、年間 1000 万、10 年でも 1 億円です。10 年それを毎年やったとしても、半分は残るんですね。どれぐらいのお金があれば、町長は安心といわれてるんか、それは多ければ多いほどいいんですけども、今のその特に国保の加入者の置かれている現状を見ていくと、やっぱり生活が厳しい、そういうところで生きた金を使ってほしいということですよ。せっかく基金があるんですから、新たに町のお金を使ってそれを充当というような感じじゃなくて、あるお金を少し使ってくださいというふうに要望というんか、やるべきだというふうに私は思っています。ですから、何かあれば、私がきてからでもそういうことがなかったと思うんですね、激変というんか、その前もいわれたとおり高額医療、例えば癌なんかで先進医療した場合に、そういう方が何人か出るとすごく金がかかるといわれましたけれども、それで、国保の会計がすごく、がばっと赤字になったということはあまりなかったと思うんですね。だから、こんだけ積み上がってきている。10 年ほどないからといって、この先 10 年そしたらないかといえばそれは私もいえません、あるかもわからないし。以前県単位化になる前は、これだけぐらいは基金として置いときなさいよという指針があったと思うんですね。確かそのときの%でいえば、阿武町の規模の自治体などでいえば、確か 3000 万円ぐらいだったと思うんですね。それぐらい置いとけば、当座はいけますよという数字が示されているわけです。だから私がいいたいのは、10 年間で今のいった金額使っても 9900 万円が残るのですから、3 倍のお金があるということですね、国が示したお金の、だから十分そういうのには私は対応できると、コロナなんかでも、国がああいう風に対応してますから、別に阿武町として大きな支出はなかったはずですよ。だからそういう意味でも、こんだけ、大阪弁でいうたら、こんだけ持つといてどないすんねやっというような感じです。やはりそれは、例えば国税が半分やったら、半分は国保加入者が納めたもんだから、それを少しずつ返しなさいということです。ですから、来季からこういうふうな形でやるべきだと私は思っています。その辺の町長の考えをお願いします。

○議長 町長。

○町長 まあ、あの、いうことはさっきいいましたので、もう他にいうことないわけでありまして、お金が余ってるから戻せという、結局はそういうことだというふうに思いますが、県下で一番低い国保税、4 万なんぼの国保税になっているわけでありまして、去年もそうでした県下で一番安かったです。それをですね、もっと安くしろ、お金持ってるから安くしろ、普通の家庭でそんなこ

としますかね、お金がたくさんあるからこれみんな使え使えとか、旅行行け、何行けというものをするんですかね、普通の家庭で、私はしないと思います。それも先ほどこれも申しあげましたように、県下統一というのは、もう将来、近い将来に見えているわけですね。そのときに阿武町は県下で一番安いわけですから、下に統一していくわけではありませんから、平均のところへ、今まだわかりませんが、ざっくりいえば平均のところへ持っていくということは2万円以上上がるということですよ。1人、それをいっぺんに、その年から2万円をポンと上げますかということでありまして、それはみなさん方大変なことになる。ですから、その際には今の平成16年17年ごろの合併協議のときにありました、1市3町4村が合併するとき、色んな公共料金的なもの、上下水道、色々ありました。それも当時も阿武町が一番安い水準でありましたが、そのときは、合併協議の途中段階でありましたが、それは大体5年程度を目途に、段階的に上げていくというふうなことでいくのかなあというふうな話になったわけですね。ただ合併は離脱しましたから、それは話はないわけですが、そういうふうにはですね、やはり一定程度の出費があることもわかっているわけですね。にもかかわらず、じゃああるからみなさんに返せ、それも県下で一番低い水準にあるものを、もっと下げろもっと下げろ、お金持ってるからもっと下げろっていうのは、無責任、私にいわせれば無責任な話に聞こえてなりません。もっと将来を見据えた中で、そういったことがもう目の前にあることもわかっているわけですから、そのときにみなさん方にそういった形で還元していくという考えならわかりますけれども、今直ちに返せとかですね、ちょっと解せない話でありまして、私ははじめの答弁で申し上げたとおりでありまして、当面そういうようなことをするつもりはありません。以上です。

○議長 1番、再々質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 まあまた同じようなことをいわれて、ちょっとがっかりですね。低いからこれをまだ下げよというんですかじゃなくて、結果的には下げるといふ形になるかもわかりませんが、返してほしいということですよ、返しなさい、こんだけあるんだから、もともと町民の加入者の方、今おっしゃったように色んなところからのそういうお金もあるでしょうけど、町民の方も、一生懸命町がやっている特定健診とかあんなん受けて、そういう医療費を抑えていく努力もされてると思うんですね。だからやっぱり、そういう意味でも返すべきだと、私何も全部返せとはいってませんよ。例えばさっきいったんは、年間で1000万です、それをぼつぼつこうやっていってほしいと、途中でそういうことが起これば、その時点でストップしてそれに対応することをやっていただければいいんです。そういう柔軟な考えでやっぱりやってくださいよ。何

が何でも下げよというんですか、下げよというんですかと、その一点張りじゃね駄目ですよ。やっぱりこう今の現状を見て、どれぐらいあれば、町長なんかはもう数字にすごく明るい町長だと私は思ってるんですけども、その激変が起こる可能性、県下統一になれば金額が上がるというのは私も理解してます。大阪がそうです、統一になってすごく上がりました。平均して、今いわれた阿武町の4万何千円からしたら、もう倍近い金額になっていると思います。ただ、その中でも、ある市町は、ちゃんとそういうなので抑えるような金額で、すごく抑えていってます。だけどそういうときに、はたして2億円が必要ななんかということですわ。例えば1億円使って、あと残り1億円を置いていても1億円というお金ですよ、1人あたり10万を超えるお金になるんですよ、加入者ね。

それと、今回のその議論とはちょっとずれるかもわかりませんが、従来から、一般の健康保険か社会保険、これと比べれば国保はすごく高いです。一般社会保険は企業も負担してるからといわれたらそれまでですけども、約2倍です平均して、社会保険の方が20万円ぐらいすると町長がいわれたように、安くしたところでも平均して山口県でも40万越えてます、だから約倍。それと、町長なんかは奨励されているように、子どもさんが生まれれば、補助はたくさん出してますから、子どもを作られた方はそれでよいんでしょうけども、ただ、国保には普通の保険ではない1人あたりの保険料がかかってくるわけですね。だから、世帯が3人と子どもができて4人5人となってくると、それだけ普通に考えればですよ、ずっと保険料が上がってくるわけですね。だからそういうことも含めて、全体を含めてやっぱり考えていただきたい。だから、金額でいえば、今実施してる場所もあります。山口県でも子育て支援というならば、未就学児童の国が半分出してるうちの半分、これをやるだけで戸籍税務課の方から返事いただいたのが17万6000円です。それだけでもね、かなり子育て支援になるん違うかなと思います。だから、先ほどもいいましたように、それだけのお金があるから全部使えじゃなくて、そのお金をどう生かして使うかというのはもっと考えていただきたい。だから最初いいましたように、ぜひとも来季、こういう予算、基金を少しずつ崩して、途中でこれだけ基金、これだけは絶対要るなというところまできたら、そこで止めてもらってもいいと思うんですね。その場合はきちっと説明いうんか、ちゃんとしていただいて、こういう事由で、県統一になったらこれだけ上がるから、この部分を使いたいというふうなんで説明していただければ、国保の加入者も納得すると思うんですね。ですけど、今んとこそういうのがないと思うんですね。そう極端にもものすごく上がるというのは、ですから、町長がどのぐらいのお金が残っておればよしとするか、今すぐそんな金額でないかもわかりませんが、もしもわかればその金額を教えてください。それと、来年度からそういう返金をやってほしいというふうに思います。

○議長 町長。

○町長 今まで再三にわたっていわれてきたのは、とにかく国保税を下げてくれという、基金を使って国保税を下げてくださいと、盛んにいわれてきたというふうに思います。ここにきてなぜか、何か新たに子ども今の半額の残りというふうなお話が唐突に出てきたわけ、今まで聞いたことのないお話が出てきたわけでありまして、それはそれとしてであります、先ほど言いましたようにですね、やっぱり、特に激減緩和、先ほど 900 何人が保険者がそんなこと約 1000 人でありますね。先ほどの話の中で、今県の平均と比べて阿武町の現在の1人あたりは2万4000円ぐらいですかね、2万3000円いくら安い、1000人いると、それを県の平均ぐらいのところに上げないように補てんするとするならば、2300万円か400万円いりますよね、1年でなりますよね、計算上1000人ですから、まあ階段にしていかなきゃいけないでしょうけど、何年かかけて、でもそれって、すぐ消費されてしまう額です。それはそれとして、まあいいんですけど、もう何回も繰り返しになりますけれども、基金がたくさんあります。そしてその基金も、実際にはみなさんの町民全体の町民税の中から、町民税でできた一般財源の一般会計の方から、国保の特別会計に補てんとして繰り入れたお金もたくさんあるわけですね、それはその中に国保の被保険者もいらっしゃるでしょうし、そうじゃない方もいらっしゃって、それはあくまで町税の話です。一般会計を運営していく町税の中から、国保のためにお金を突っ込んでるお金もあるわけですね、繰入金毎年やっていますよね、そういったものも相まって、今のお金の残が出てきておる。ですから、国保の国保税たくさん基金があります、これは私達が貯めたもんですっていわれるけども、全てがそうじゃないですよというのは、はじめから申し上げてる。そういう中で、やっぱり合理的な使い方をしていかなきゃならない、あるから使うんじゃないに、それはまさに本当何て言いますかね、私からしたら無責任な話なんですよ、その場その場、刹那刹那で物事を判断していくという。もっと長期的展望に立って、その中でどうこのお金を使っていくのか、それも国保税だけで成り立っている金じゃない、お金をどう使っていくのかというのは、責任を持って判断していかなきゃならないというふうな中で、最終的な答えは、今現在、国保税を下げてくださという、以前から何回も何回もいっていらっしゃいますけれども、そのことについてはできませんというふうなことを申し上げておるところであります。

○議長 以上で、1番、米津高明君の1項目目の質問を終わります。すいません、ちょっと休憩させてください。ここで10分間ほど休憩いたします。

休憩／10時00分～10時08分

○議長 休憩を閉じて会議を続行します。引き続き一般質問を続行します。それでは1番、2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○1番 米津高明 それでは、2項目目の質問をはじめます。副町長と総務課長事務取扱兼任について、町長にお伺いします。

6月議会でも質問しましたが、このとき町長は、法的に何ら問題がないと答弁されています。この根拠はどこにあるかということと、法的に、逐条地方自治法の166条では、臨時というふうになっているんですけども、町長はこの臨時という言葉はどういうふうに認識されているか、どのぐらいの期間をいうのか、これらの回答を答弁よろしくお願ひします

○議長 ただ今の1番、米津高明君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それでは、2項目目の副町長の総務課長事務取扱の兼任についてのご質問に対して、これにつきましても前回の6月議会でも御質問いただいたところではありますが、その際に答弁といたしまして、まずは平成17年5月の臨時議会で、阿武町に助役を置かない条例が可決されて以来、途中地方自治法の改正により、助役は副町長という名称は変わりましたが、私が町長に就任するまでは、本町においては一貫として、助役あるいは副町長という職は置かない状況が続いてきたところでもあります。そして、そのような状況の中で、私自身もその時点から12年間、総務課長として退職までずっと副町長が不在というふうなことでありますので、町長の代理等が必要な場合には、総務課長の職をこなしながらも実質副町長的な職務もこなし、それなりに努めてきたつもりでありまして、その経験を踏まえた上で、実感として大きい市町は別として、阿武町のような小さな規模の町については、副町長が総務課長の事務取扱をするということは、十分に可能であるというふうな確信を持ったところでありまして、そのことは申し上げてきたとおりであります。

そして一方で、例えば、福賀小学校の卒業式や入学式については、阿武小学校と時間が重なるために、副町長を設置する前は、町長代わりに総務課長や福賀の支所長が代わりに町長代理で出席したわけではありますが、やはり地元の方々は、少し地元を軽く見ているのではないかというふうなご指摘も相当あったのが事実であります。そして、そうした経緯の中で、結論的には副町長を置かずに、総務課長が副町長に代わって町長の代理を務めるというのではなくて、ちゃんと特別職としての副町長を置いて、その上で総務課長の事務を取り扱わせる方が、対外的にも重要だとの考えに至ったわけでありまして、現時点でこれを変えて、副町長の総務課長事務取扱の兼任を解消する考えはないことは、今までお伝えしたとおりであります。

よってこの件につきましては、今申し上げたとおりであり、あえて申し上げるならば、最高法規である憲法の第92条において、地方公共団体の組織及び

運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるとありまして、ここでいう地方自治の本旨とは、地方自治制度の核心のことを指すものでありまして、主には2つ意味がありますが、1つは住民自治、2つ目には団体自治のこの2つであります。そして住民自治は、地方自治が住民の意思に基づいて行われるということでありまして、団体自治というのは、地方自治が国から独立した団体に委ねられているということでありまして、

また、ご指摘の臨時という言葉の認識につきましてではありますが、これについては、私も制度設計の段階で確認した上でありますが、地方自治法の中の副知事及び副市長、市町の兼任兼職禁止及び事務引き継ぎの見出しに於ける第166条に係る行政実例として、昭和27年9月2日に出された助役、現行法では副市町長であります。これに一般事務職員の事務を取り扱わせる必要が臨時に生じた場合においては、いわゆるその職務の事務取扱を命ずることができるものと解するとあり、なお、文化職制等の定めがない場合において、長または長を補佐する者としての助役が、一般事務を行うことができることは当然であるという行政実例の中の臨時という言葉はどう認識しているかというご質問だと理解いたしましたところではありますが、この臨時という言葉は、一般的には一時的な間に合わせであります。法令等の分野においては若干趣が異なる場合があります。臨時と名がついているにも関わらず、長期間にわたって適用されている法令の例も多々あるところでありまして、例えば各種の臨時特例法は、特定の状況に対応するために制定されることが多いのでありますが、その後も長期にわたって適用され続けるものも多くあり、また臨時措置法についても、特定の経済状況や社会問題に対応するために制定されることが多いわけですが、同じ状況が続く場合や改善されない場合、あるいは、新たな問題が生じた場合には、その後も長期にわたって適用されつづけることがあることはご案内のとおりであります。

そして、こうした中であって、中野副町長においては、本年の3月末をもって、株式会社あぶクリエイションの代表取締役社長を退任したところでもあり、身軽になった分、これまで以上に副町長及び総務課長事務取扱としての職務を全うするよう、改めて指示を出しているところでもあります。

いずれにいたしましても、団体自治の趣旨から、地方自治法の改正や、地方の自主性、独立性、時代のニーズや流れを根拠として、人口が3000人を切った阿武町が、これからも単独で生き残っていくために、あえてこういった制度をとっているわけでありまして、現時点では現在の体制がベターであると考えているところでもあります。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問ありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 今、回答いただきましたけども、明確な根拠はないと私は捉えましたけれども、それと、臨時という名のもとで、長年やってるそういう事例もあるといわれましたけれども、その事例とはどんなものか。一般的に言えば、町長が1番にいわれたように、臨時とは一時的なもの、一時的なもの、逐条地方自治法の166条にも、職務を事務職員の職務を取り扱わせる必要が臨時に生じた場合においては、いわゆるその職務の事務取扱を命ずることができるというように書いてあるんですけどね。普通でいえば、何かの不都合があってそういう部署ができなくなって、副町長が行うというふうに解釈を私はしてるんですけども、ですから、普通、私の頭の中では、短期間、何ヶ月じゃないですけど、1年とか2年とか目途がつくまで、例えば大災害が起きて、そういう仕事ができなくなったときに代わりを行う、そういうふうに理解してるんですけどね。ですから、こういう事例もあるからここは大丈夫だと、ということは、このまま極端なことをいえば、10年でも20年でもこの状態はずうっと続けていくということで解釈してよろしいんでしょうか。この問題は、かなり、どうやってんですかね、曖昧、私も総務省へ確認をしています。県にも確認をしました。でも、取り決めは、期間の取り決めはないというのは一致してました。ただその期間の取り決めはないんだけど、じゃあこれだけの期間が正常な状態なんかということですよ。ですから、やはり、総務課は総務課長としてちゃんと設置してもらおう。そういうふうにやはりしていただかないと、副町長としては全体を見て、町長の補佐をしていく。今いわれましたように、同時に町長が行く場合でしたら、こっちは町長、こっちは副町長というふうにして、そういうふうにする。でも総務課の仕事というのは、やはり前回もいいましたように、すごく大事な部署、大事な仕事だと思うんですね。だからやはり、総務課は総務課として、きちっと独立をさせて、業務を行うべきだと私は思います。で、この副町長を置く、前回もいいましたけども、置くときに議会に諮られてます。そのときに町長は、お金のことをかなりいわれてましたね。副町長はこれだけで総務課はこれだけで、2つ置くよりここの金額でやれば、町としては出費が少なくなるというふうないい方をされてました。でも、お金だけでね、こういうのはできるんかと、やはり長い目で見れば、これはやはりきちっとした部署を置いてもらわないとダメだと私は思っています。何か不都合がありましたかと前回もいわれましたけれども、ちょっとズバツとは言ってなかったんですけども、100%この状態から起こったとは私もいいませんが、やはりあの誤振込みの問題とか、大きい問題であれば、そういう問題も課長職としてちゃんとしていけば防げたかという、それもまたわからないんですけども、防げたかもわからない。だからやはり、そういうどうやってんですか、除くためにもやはりきちっとやるべきだというふうに私は考えています。だから、ぜひこれは、ちゃんとした課を作るというか、課長職を置いて、きちっとやってい

くというふうに、これはもう要望じゃなくて、ぜひやっていただきたいということです。

○議長 はい、町長。

○町長 今回の臨時という言葉の解釈について、私としては先ほど縷々申し上げましたように、一般的にはそれは先ほど申されたような解釈があるかもしれませんが、ものの特に法律の世界においては、それがいわゆる臨時といながらも、実質的長期にわたるものというのは色々あるというふうに思っておりますが、私としては、そこを読むことによって、これを続けることができるという解釈をして続けておるわけでありまして。そしてお金のことも、申し上げましたが、例えば総務課長というものを1人おけば、そのことに対する経費というのは多分、裏、裏というのは例えば共済費の事業主負担とかそういったものの裏負担ですね、も含めれば大体1000万円ぐらいは多分いるだろうというふうに思います。その1000万円を例えば、それをここと結びつける必要はありませんが、例で申し上げておるところを先ほど引用されましたので、あえて申し上げますが、1000万円ということになればですね、例えば学校給食費の無償化とかですね、例えばインフルエンザの後期高齢者のインフルエンザ無料にしています、そして65歳以上についても半額にしています、これとて5～600万円の経費があったらできます。1000万円といたら、そんだけ重たい大きなお金になるわけですね。それがこのことによって、これで捻出したというのは本末転倒の話であります、例として申し上げるならば、それだけの大きなお金のわけですね、阿武町が色んな施策を行っている中の何本かがこれでその差額でできるっていうふうな、そんだけ大きなお金のわけですね。ですから、私は一銭でも節約をしてやりたい、やれる範囲でももちろんやる中でやるわけですが、やりたい、それをみなさんの福祉の方に差し向けたというふうな思い、そんな中で、総務課長を事務取扱を副町長がすることについて可能かどうか、そして自分の実体験からして、副町長本体の仕事もちろんありますけれども、そのことは可能だなというふうなことを自分も実体験しておりましたから、私は町長になったときに、かたや、これも申し上げましたように、地元の方からですね、地元をちょっと軽く見とるんじゃないかと、例えば支所長がですね町長代わりにきてあいさつすると、入学式や卒業式の話ですよ。福賀地区とかの。そういう話を私はたくさん受けました。町長は一体どういう考えかと、いうふうな地元が疎かじゃないかというふうな話を受けるわけですね。それじゃいかんということで、私が町長になったときに、あえて副町長という特別職をまた作ったんですね、それまでなかった。ただし、その副町長だけの仕事であれば少し荷が軽すぎるなど私は実体験として思ってたんで、そこには道の駅のあれもやってくださいねというふうなこともお願いもしましたし、そういうふうな経緯があるわけでありまして。ですから、そういうふうな中で、色んなことを勘

案し経費のことももちろん勘案し、そして地元とのなんていうんですかね、見方等も勘案した中で、今の状況が一番いいんじゃないか、それについて完全に黒ということであれば、これはやってはならないことでありますが、何とか読めるというふうなことを確信しましたから、今の逐条解説あたりも読んで、特に期間の定めがあるわけでもありませんし、何とかこれなら読めるということを確認したのでありますから、真っ白の真っ白とは思いません。ある意味グレー的などこあるかもしれませんが、でも全体を勘案するならば、これがいいだろうと、ですからベストとは申しません。まあベターということが最後に申し上げましたけれども、ベターであろうというふうなことで今に至っておるわけです。以上です。

○議長 1番、再々質問ありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 今町長がグレーなところもあるかもわからないといわれましたけれども、私は限りなく黒に近いグレーだと思っています。それと今、課長職を設けると1000万円新たにかかるようないい方されましたけれども、今いらっしゃるその候補の人が課長になる、新たに連れてくるわけ違うでしょ、だから、今その課かどっかの課の方が課長になるわけですから、同じ課長職の人がこっちこられたら別にお金はプラスにならない。ただ、総務課の中からどなたかが課長になれば、その課長職としての多少のアップはあるでしょうけども、1000万円別にボンとかかるわけじゃないわけでしょう、新たに、例えばですよ、今総務課の中で、例えばね700万円年収もらってる方が課長になれば、課長職としての手当がそこにプラスだけでしょ、新たに1000万円というのは生じないわけでしょ。

○議長 質問ははっきりやってください。質問で答弁を求めたら、そのままそこで質問は終わります。いいですか。

○町長 副町長が総務課長の事務を取り扱っているということは、副町長が総務課長もやりよるわけですよ。その下に補佐とかがおるわけですよ。例えば、その人が増えた、その人かどうかわかりませんが、総務課長になるということは、その職に穴があくんですね、その職に、ですから1人増えると同じことなんですよ、そこに誰かはあてがわなきゃいけない。要するにこのポストというのは、副町長が今やっているわけですから、そこを持ってくるってことは新たに持って来ると同じですよ。よそから持ってこようがそれは別として、新たに持って来ると、ちょっとの差額でとかそういう話じゃない、丸々の話。いや、そ、そうですよ、補佐は補佐の仕事がある。総務課長は総務課長の仕事がある。ですから、この方を例えば総務課長に据えようとするならば、これ誰がやるんですか、どっかから持ってこんにゃいけんじゃないですか穴は、ですから結局、

1つ作ると全く同じということです。

○議長 以上で、一般質問は終わります。

○議長 次に2番、上村萌那君、ご登壇ください。

○2番 上村萌那 上村でございます。町の観光振興に向けた事業者支援について伺います。

阿武町の地方創生事業である、まちの縁側プロジェクトの一環として、ABUキャンプフィールドが2022年3月にオープンし、これまでにない滞在型の観光産業が動き出したところです。阿武町の観光資源はなにかと考えると、無角和種や新鮮な魚をはじめとする食や、日本でもっとも美しい村連合や、ジオパークの登録における美しい景色、そして、それらを含むくらしの体験を大きな柱としています。

令和5年6月から、観光事業を統括する組織として、一般社団法人あぶナビが設立され、体験プログラムの開発と特産品を使った6次産業化を進めていると伺っております。これまでも、1日海士体験をはじめとする体験プログラムや、オリジナルの商品づくりを展開しています。

このような観光客の受け入れ体制をつくるには、町内各事業者が主体となって、観光プログラムの作成に積極的になっていただく必要があると考えております。これまで観光産業の意識が薄い、特に1次産業の事業所では、体験プログラムをどのようにつくるかといったスタートの部分はあぶナビのサポートも可能だと考えますが、まずやってみたいと感じていても、繁忙期や収穫シーズンに観光客をアテンドする人的余裕、時間的余裕がないといった問題もあるようです。事業者にやってみようと思っただけのような支援があれば、体験プログラムの充実や継続にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

また、食の体験ということでは、ABUキャンプフィールド内にあるテストキッチンの活用も課題だと感じています。当初、ABCスタイルのサポートにより、地域で料理教室を開催したい町民のサポートや、1次産業従事者が地域食材のPRに活用する場という目的であったと認識しております。しかし、現在、不定期のイベント活用のみとなっております、当初の目的が達成できていないと感じております。こちらの活用に関しても、施設使用料が高額なため、頻繁には使いづらいという声もいただいているところでございます。

通常のイベント開催や、町外からのレストラン運営などの利用促進も必要ですが、もともと想定していた利用目的である、町民主催の料理教室や、町内1次産業者のPRなど、利用目的に応じた料金設定が必要ではないかと感じております。せつかくの施設ですので、多くの町民に利用していただきたいと思っております。

体験プログラムは、最終的には町民主体・事業者主体で運営していただかないと継続していきません。そのためには、先ほども申し上げましたが、まずは

やってみようと思っただけのような支援、そして継続して開催できるような支援が必要だと感じます。町長の意見を伺います。

○議長 ただ今の2番、上村萌那君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 上村議員から、町の観光振興に向けた事業者支援について、ご質問いただきましたが、町ではこれまで、新たな観光行政の1つとして、道の駅の運営体制改革のために、平成22年度に株式会社あぶクリエイションを設立し、また、平成26年度には道の駅を全面的に改築して、リニューアルオープンをさせました。

また、第7次総合計画に掲げている、選ばれるまちをつくるを念頭に、令和3年度に阿武町版DMOとして、阿武町観光ナビ協議会を立ち上げ、議員もご指摘のとおり、観光資源拡充のため、令和4年度に滞在型のABUキャンプフィールドの造成や、無角和牛の新たな可能性発掘のための事業展開、地域資源を生かし、地域の価値を高めるために、日本で最も美しい村連合への加盟、また令和5年度には、より柔軟な対応や機動力がある体制を目指して、先ほどの阿武町観光ナビ協議会を引き継ぐ形で、一般社団法人あぶナビが設立されたところであります。

そしてこの間、阿武町観光ナビ協議会、及びあぶナビではあぶクリエイションやABUキャンプフィールドと連携しながら、体験コンテンツや地域産物を利用した特産品の開発、あるいはロゴの開発、利用方法保の検討、さらに観光事業のPR活動などが積極的に行われてまいりました。

しかしながら、これにつきましては、まだまだ道半ばの感があるわけですが、例を挙げれば、森里海の市やカレーフェスタの開催をはじめ、1日海士体験や、漁船クルーズ、町内サイクリング、無角和牛堪能ツアーや、味噌やこんにゃく作り、そして、農林漁家の仕事体験、魚のさばき方体験などなど、多種多様なイベントが展開されているところでもあります。

このような中、まず第1点目ではありますが、1次産業を含む農林漁家のみなさんにおかれましては、体験プログラムに参加したい気持ちはあっても、収穫シーズンなど、繁忙期には自分たちの仕事をこなすことが精一杯で、体験者のご案内やお世話をするということが難しいので、何らかの支援ができないか、そういったものが必要ではないかとのことであります。

ご質問の趣旨は、特に人的支援が必須であるとのことでありますが、1次産業の方で、本格的に体験プログラムを実施したいという方、仮に収穫体験等において、アテンドしての人的支援であれば、あぶナビや集落支援員によって支援が可能ではないかと考えるところでもあります。

例えば、キウイフルーツ農園で収穫体験を実施とした場合であれば、体験内容の検討、そしてPRや情報発信、そして予約の受付や調整、さらに農場

までの案内、収穫体験といった流れが想定されますけれども、このうちの体験内容の検討から農場までの案内までを、例えばあぶナビが行って、農場での実際の収穫体験のみを農家に対応すると、そういったようなことであれば、農家の負担も軽減され、事業への参画のハードルも下がりますし、こういうふうに第1次産業の農家や魚家、あるいは地域とつながることもあぶナビの大きな使命の1つであるというふうに思っています。

またその費用については、モニタリングなどの一定期間、あぶナビの経費で計上して、採算ベースなどが確認できれば、そうした体験料に上乘せすることも1つの方法ではないかなということも思うところであります。

また一方で、資金的支援の観点から見れば、町の補助事業の中に阿武町起業化支援補助金がありますが、1つの事業として開業するなど、一定の手続きが必要であります。この補助金を活用すれば、備品購入費や消耗品費、そして広告宣伝費や雇用した従業員の方にスキルアップの研修費等、補助率50%、最大で50万円を受け取ることもできることが可能であります。

その他に、農林水産物を加工した特産品として販売した場合には、阿武町特産品開発支援補助金を活用することによって、補助率は10/10、100%で最大50万円の補助を受けることが可能であります。

また、事業者のスキルアップ等のための研修費用ということであれば、最近では利用が中々ありませんが、阿武町心のふるさと作り人材育成補助金というものも用意されています。

さらに萩市にある、萩ビジネスチャレンジサポートセンター、いわゆる萩ビズであります。阿武町内の事業者でここでの相談を経て開業された方も数人いらっしゃいますので、これらもご活用いただければと思っております。

次に2点目のABUキャンプフィールドビジターセンターのサンバシカフェの海側の一角になりますが、テストキッチンの利用料について、高くて本来の目的に利用しにくいとのご指摘であります。

ご案内のとおり、この施設は地域の農林水産業、そして観光振興の促進を図るために、地域の素材を活用した飲食の提供、そして地域内経済の循環等を目的として設置されたものであります。そしてテストキッチンの利用料であります。3時間で1650円、6時間で2750円、1日利用が3850円となっていて、これに対して町民センターの農産加工場の利用料は、午前午後がそれぞれ600円、夜間が800円ですが、これにつきましては冷暖房を使用した場合は6割増というふうなことで、これを加算しますと、それぞれ600円が960円に800円が1280円というふうになります。

なお、ビジターセンター棟のテストキッチンの料金につきましては、冷暖房費や水道料は料金に含まれているというふうな解釈でありますので、冷暖房を使用した場合の昼間の半日で比較すれば、テストキッチンがこれコミコミであ

りますから 1650 円に対して、農産加工場は冷暖房費を加味して 960 円ということで、その差は 690 円になりますけども、差があるといえはある、ないといえはないわけではありますが、施設の新しさや景観等の条件を考えれば、極端に高額でもないかなというふうに思っているところであります。ただ議員がおっしゃったとおり、何事も行政指導ではやらされ感があるようで、事業の開始や継続は難しいのがこれまでの流れでありますので、なるべく事業者が主体となって展開できるように、あぶナビなどとも再度検討して、またPRにつきましても、今後とも積極的に行ってまいりたいと思うところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 2番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問ありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 はい、上村萌那君。

○2番 上村萌那 今ですね、町長の方から様々な補助金等ですねご案内もいただいたところでございますし、料金設定についてもご説明いただいたところでございます。

今、阿武町ではABUキャンプフィールドを取っ掛かりとしてですね、阿武町の観光振興がスタートしたところであると捉えています。このABUキャンプフィールドを含むまちの縁側事業っていったことがですね、ただ単に町外の方にきていただいてお金を使ってもらってということにとどまらず、暮らしを体験していただくということで、阿武町を伝えていく、阿武町の人々と町外の方々がつながっていく、そしてですね、暮らしの体験をしていただく先にはですね、定住移住という理想があると認識しております。その上でですね、ただ単にそのキャンプ場にお客さんがきて、たくさん利益が出たということだけではなくてですね、そういった意味で、この体験プログラムが収益を得るとは別の大きな役割を担っているのかなと私は認識しております。もちろんですね、お金にみなさん収益になるのがベストだとは思いますが、まずは色々な町民に関わっていただいて、1次産業にかかわらず、阿武町全体がですね観光の受け皿、体験の受け皿になっていくということで、町の中に人の流れが出てきてくるのではないかなと考えております。

今ですね、せつかくちょっと遅いかもしれませんが、ニューヨークタイムズで山口市が取り上げられていたことだったりですね、これからJRのDestinyニーションキャンペーン、これらを機会として、まずは事業者体験プログラムの調整の支援、そして人の流れを町の中につくる支援ができないかと考えたところがございます。これはですね、先ほども様々な補助金等をご紹介いただいたところですので、そういったことも踏まえながら、今後あぶナビと事業者の方が協議していくところなのかなと感じております。

テストキッチンに関してですが、こちら当初予定した利用者が、町内の事業

者の方で料理教室を開催したいという方だったり、地元食材をPRする1次産業者ということだったと思うんですけども、実際にそういった方の利用が中々ないってところで、このテストキッチンの整備にあたって、対象者の設定というのは、どのように事前調査されていたのかというところが少し気になっているところでございます。今の状況だけ見てみると、この施設がそういった目的での整備というのが、本来必要だったのかってところで少し疑問があるのかなと感じておりまして、現状について、町はどのようにとらえているのか、また今後もこういった方針で進めていくのか、その事業者さんだったり、料理教室をやりたい方だったり、農家さん、農林水産漁家の方々にPRしていただく場として、そういった人材の発掘を継続していくのか、それとも、今様々なイベントも行われている中で、別の利用をもっともっと推進していく方がいいのか、といったところをちょっと私も疑問に感じているところでございますし、さらに、そういったことを進める中で、その調整を担う人材というのも必要ではないかなと個人的には考えているところでありますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 まずあの今、道の駅周辺でまちの縁側事業というふうなことで、色々なことを展開して、まあキャンプフィールドもそうでありますし、色々体験型メニューのこともそうであります。これにつきましては、前からいわれておりますように、交流人口から関係人口、そして関係人口から移住定住へというふうな1つの流れを築き上げたいというふうな、まあベースとなる考え方があるわけでありまして、これについては、色々な形でそれに向かって体験コンテンツの造成等も含めてやっておるわけであります。ここで1番大事なことは、今上村議員がいわれるようにですね、特定の人がこのことに携わるんじゃなくて、町を挙げてこれにみなさんが協力していく、あるいは参加していくっていう体制を作っていくことが、一番大事なことだというふうに思います。

あの、よく私は思うわけでありまして、阿武町につきましては、結構移住者がIターンの方等が多い町になってきました。これも昨日今日なったわけではなくて、ずいぶん前からそういう特に交流人口ということに、一生懸命努力をし、それがいつの間にやら関係人口になり、そして今定住人口に変わってきた方が相当いらっしゃる。それでそうした中でですね、住民の方の考え方もずいぶん変わってきたなというふうに思います。ずいぶん前はですね、これもよくいうんですけど、町の中にですね、見知らぬ人たちが特に若い人あたりがウロウロすることがあると、今までは、地元に住む住まれていらっしゃる方々は、あれは誰かいのというふうなことで、いわゆる警戒、どちらかという警戒するというふうな、そういう雰囲気はずいぶんあったというふうに、あれ誰かというふうな感じでありまして、ありました。今、みなさん方はそうい

う感じではないですね。色んな方が町の中を行ったりきたりする、それに段々慣れてきて、今日もまた何かイベントでもあるか、こっちの町の中の方へ、例えば、奈古の浦の路地の方へですね、そういった方々が入り込んできます。以前は先にいったように、誰かと知らん者が来たというそんな感じでしたけども、今はそうじゃなくて、ああ今日は何かイベントであって、何か散策でもしてるんだなあという、そんな軽い気持ちで警戒もするような状況じゃない、むしろ、親切に色んな道でも教えてあげるっていうふうな状況に変わっているというふうに思います。それが、やっぱり町が開かれた町になりつつある、というふうなことを私は感じておるわけでありませう。

この前の土曜日でしたか金曜日でしたか、道の駅に県内のどっかの企業の研修のバスが入って、たくさん買い物をしてくれたと駅長がっていってましたけども、それは予定外のバスが入ってきたわけですよ、観光バスに乗った研修の人たちが入ってきた県内の、それ不思議に思って運転士さんに聞いたら、なんか阿武町、元気そうな町だから寄ってみたというふうな話だったらしいです、その運転士さんが、ですからやっぱりですね、私はこの前の運動会のときもいったんですけど、やっぱりそれぞれの地域の学校の元気もありますし、地域の元気、そういう道の駅の元気もあります。そういった地域の元気というのは、我々はみなで元気元気っていってますけど、やっぱり見てる人はみな見ているわけですよ。ですから、あーあの町元気だから、ちょっと道の駅でもなんかえーもんがあるかもしれん、トイレ休憩じゃなしに、道の駅のお店でずいぶん買ってもらったとってましたから、そういうふうによね、これは関係人口というのが交流人口というのかわかりませんが、やっぱり町の元気を発信していくとはそういうことだというふうに思います。全てお金に関わるからいいとは申しませんが、1つはそういうことの意味でも、町が元気に、特に道の駅周辺が縁側事業として、縁側ということは農家にある、あるいは漁家にある家の縁側に座って、よもやま話をするとか、いい嫁さんもおらんかねというふうな話とかですね、どこかえー職はないかと、今仕事がないから何かえー職はないかと、あそこに何かできた、あそこは美味しいらしいよ、そういうよもやま話をする、その意味の縁側なんですよ。そういう意味では、ある程度その縁側的なものが果たされてきつつあるんじゃないかなというふうに私は感触を持っているところであります。

そしてテストキッチンの話でありますけれども、これにつきましては、先ほどいいましたように、今向側の海側というんですか、デッキ側の部分にテストキッチン部分がありますけれども、ストーリーとしては、あれを建設するときにストーリーの中では、地域の食材あたりを使って、地域の方々がさばき方であったり、色んな加工方法、あるいは食べ方、そういったものを地域の方も含めて、あそこに人にきていただいて教えたりする、そういう場所としたいとい

うふうな話でありました。ただ、実際問題、もうスタートして3年になりますけども、当初は結構やってましたけども、ちょっともう慣れたかなっていうより、飽きたかなというふうな感じもあるわけでありまして、ただ施設そのものはですね、きちっと色んなことがあってもできるような施設をちゃんとしておりますから、これは今からですね、あまりそこばかりこだわってですね、地元の何とか色々なグループの方がですね、地元の子どもたちを呼んで何とかとか、そういうことも年間にあってもいいんですけども、そののところがばかりこだわる必要もないんじゃないかなというふうに思います。あの施設を使って、発展的に色んなことにチャレンジしていく、色んな人が色んなことにチャレンジしていけば、ころげていけば私はそれでいいというふうに思いますし、その意味からすると、先ほど値段が高いというふうな話もありましたが、私はそれほど、電気代も冷暖房込みの値段で1000なんぼの値段でありますから、それほど高くはないんじゃないかなというふうに思いますし、特に公民館でやっております町民センターあたりのキッチン等については、もう完全に特定の町内の色んなそのグループあたりが活用するというふうなことに特化しておりますから、それに比べれば、あのぐらいの値段でも普通じゃないかな、そんなに高いと私は思っていないわけでありまして。

いずれにしてもですね、あの施設については、今は当初予定していた展開とは若干変わってきてはいますが、私はそれはそれでいいと思いますし、今からも色んな使い方を提案していただいて、大いに開けたあの場所にしていけばそれでいいというふうに思っているところであります。

○議長 2番、再々質問ありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 テストキッチンの方はですね、今まで色々な催しがですねあったと、私も実際行って体験したのものもありますし、すごくお客さんたくさんきてるなと思えるようなイベントもあったと思います。少なくともですね、そういった多用途な利用ができますよだったり、今までこういったイベントをやってきましたっていうところですね、具体的な活用案として、事業者の方だったりですね、生産者の方に示していく必要があるのではないかなと考えておりまして、まず町民自体があそこが何をやる場所なのかも分かってない、ただイベントをやる場所だとか、自分たちが使うっていうことをあまり想定されてないのかなというところで、こういったことで使って見てもらうことができますよっていうのをですね、今までの活用案が様々ありますので、その1次産業者さんだけとかではなくてですね、様々な活用の実例として、町内の方々に示していく必要があるのではないかなと考えているところでございます。

さらにですね、町長がいわれたように、町全体がですね体験の受け皿となっ

ていくことで、町内に流れができて、1昔前と違うと町長もいわれていたけど、以前ですね昔何年前だったかな10年ぐらい前ですかね、町内の中で、流しそうめんてやって、みんな何やってんのかなみたいな感じのときはありましたけど、あれは何やっとなんじゃという町内の方の声もありましたけど、今はですね、そういったイベントかなっていうふうな感じで、様々な方がですね入ってこられたり、浜の方もですね、キャンプ中に泊まれたお客さんが散歩されたりとかですね、犬の散歩されたりというので、最初は色々な人がきて、ちょっと治安が不安だっているお声とかもありましたけど、最近はみなさん慣れというかなですね、色々な方がきて賑やかになっていいなっている気持ちもお持ちかと思しますので、ぜひ町が一体となってですね、色々な町外の方を受け入れていくってというような気質になっていけばいいかなと考えております。以上です。

○議長 町長。

○町長 テストキッチン、先ほど申しましたように、今から今までの使い方が全てじゃない、今から本当に結構綺麗なステキな場所でありまして、設備もちゃんと整っております。表のカウンターのところの設備もありますが、裏の色んな冷蔵庫から色んなものも商売ができるほどと思っていますから、ぜひあれを活用していただいて、地元の物ももちろんですけども、色んな新しい使い方を発想していただいて、まずは活用していただくと、これが一番大事だというふうに思います。

そしてまた、そのPRが少し足りませんよというふうな話であります、確かにあそこは誰それしか使っちゃいけないものとかですね、そういう先入観は多分あるだろう、今までの経緯からしてですね、ですからそこは今から今ご指摘がありました部分については、しっかりPRしながら、みなさんが色んなことに使ってくださいよと、特に制約はありませんよというふうなこともPRしていきたいというふうに思います。

それから、もう1つついでに、それともう1つPRが足りないのが、その前のサンバシカフェそのものにつきましても、あれは、どうも未だにですね、キャンプフィールドの専用のカフェのような先入観を持たれている方がいらっしゃいまして、入りにくいというふうな話であります、これにつきましても、あそこはフリースペースなわけですね。これがちょっとPRが足りないわけですけど、要するに道の駅で物を買って、例えば弁当をですね直売所で買って、あそこに入って食べてもいいんです。フリースペースなんです。ですから何も買わずにあそこに入って、自分が弁当をさげてあそこ行って食べてもいいんです、フリースペースなんです。これがちょっとPRが足りなくて、カフェで名前がついてしまったんで、キャンプフィールドの、極端な人はキャンプフィールドの会員限定の何かカフェとかですね、そういう先入観で勘違いをされていらっ

しゃる方もいらっしゃいますし、あそこに行けば何か飲まなきゃいけないとか、買わなきゃいけない、そんな場所でちょっと敷居が高いとおっしゃる方もいらっしゃるわけでありまして、ここについては、くれぐれもあそこはフリースペースという位置付けで作っておりますから、このことについては、今からもしっかりとPRしていかなければいけないなというのが、つくづく感じておりまして、道の駅の方にもそのことは伝えておりますけども、今からもしっかりと、今のテストキッチンも含めてPRをそういったことも含めたPRもしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長 これをもって、2番、上村萌那君の一般質問を終わります。

○議長 ここで10分間休憩をいたします。

### 休憩／11時02分～11時11分

○議長 それでは休憩を閉じて、会議を続行します。休憩前に引き続き、一般質問を行います。それでは次に4番、西村容子君、ご登壇ください。

○4番 西村容子 4番、西村容子、改めまして、おはようございます。通告に従いまして、質問をいたします。

不登校について、さて、令和4年第7回定例議会において、不登校についての質問をいたしました。最近は、コロナ禍の頃より制限も緩和され、学校生活もほとんど以前と同じ状況となっているのではないのでしょうか。しかしながら、まだマスクが外せなく、完全消滅とはなりません。

文部科学省の2023年10月4日に、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、2022年度小中学校不登校児童数が29万9048人、前年度比22.1%の増加、過去最多となり在籍生徒数に占める不登校児童生徒の割合は3.2%、前年度は2.6%でした。過去30年以上にわたり増加傾向となっています。

また、今年3月の報道によりますと、2022年度に不登校を経験した小中高生や担任らに要因を尋ねたところ、いじめの被害、教職員への反発の項目に該当すると回答した割合が、学校は子ども側より20ポイント以上低く、認識に大きな差があることが文部科学省の委託調査でわかりました。

そこで、阿武町の2019年度児童が135人生徒59人計194人、そして、2024年度児童95人生徒58人計153人。そこで児童数が40人生徒数1人の減少となります。現在、子どもは2020年度8人、2021年度12人、2022年度18人、2023年度13人、2024年度見込みで10人、計61人です。今後、転入等があるとは思いますが、そしてこの頃は、少子化、核家族化、そして共働き家庭が増えて、家庭内での世話も親御さんにとって大変忙しいのではないのでしょうか。以前は外遊びをよく見ていましたが、スマホやゲーム機などでしっかり遊ぶ時間があ

ると思います。また、その中で色々な情報もたくさん入り、十分理解できないこともあるのではないのでしょうか。

そこで、第7次阿武町総合計画の中、施策の大綱に、町の力となるひとりづくり阿武町っ子の育成が掲げられ、その課題にいじめや不登校が、全国的に問題化している中、阿武小中学校でもいじめが毎年発生していると記載されています。このような現状のなか、5点お尋ねをします。

①子育ての先輩方による家庭教育支援チームおひさまの活動、そして保護者懇談会を活用して、保護者と子育てについてのおしゃべりをするおひさまカフェの様子をお聞きしたいと思います。

②通級指導教室は、阿武中学校が4年度2学期から開設、3名が週1時間、阿武小学校も福賀小学校の巡回指導を含めて、毎年10数名以上が教育を受けていると説明がありました。その後の様子を聞きたいと思います。

③以前お尋ねしました児童虐待の件ですが、児童相談所の助言と役場健康福祉課との連携をし、見守りが数件あるとのお話でしたが、またお聞きしたいと思います。

④また、不登校の要因は色々ありますが、いじめにつきましては、悪ふざけなどと簡単に捉えられることもあり、大変判断が難しい問題ではないのでしょうか。受けた側としては、しばらくは忘れられず、心に深い傷を負い、そしてうつ状態が続き、登校することすら難しくなるのでは。その後、本人は話さなくなり、閉じこもり、悩むのではないのでしょうか。そのような様子に周囲も気づかず、日々が過ぎてしまうこともあると思います。先生方も大変お忙しいと思いますが、一人ひとりの子どもと向き合い、早期の対応をお願いしたいと思います。

⑤最後に、阿武町いじめ防止基本方針を策定し、校内いじめ対策委員会を組織しておられますが、この状況もお聞きしたいと思います。

また、スクールカウンセラーが、県からの事業として中学校に1名が派遣され、令和4年度では月3回の年36回、時間は126時間の予定、また町費で10時間程度となっています。その後の時間の変更がありましたでしょうか。

最後に色々とお尋ねをしましたが、家庭と学校、そして地域との連携が子どもを守るためにも大変重要と思いますが、いかがお考えでしょうか。以上教育長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の4番、西村容子君の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長(網本徳文) それでは、西村議員さんのご質問にお答えします。

議員さんのお話の中にもありましたとおり、文部科学省が毎年行う調査によると、令和4年度の不登校児童生徒の数は全国で約30万人。これは小学生でいうと59人に1人、中学生では実に17人に1人が不登校ということになりま

す。まもなく発表されると思いますが、令和5年度の不登校児童生徒数は、さらにこの数字を上回ることが予想されています。文部科学省もこのような状況を重く受け止め、令和5年3月に、誰1人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるCOCOLOプランを発表し、様々な不登校対策支援事業を展開しているところです。

阿武町においても、教室に入れないうちが安心して過ごせる居場所を提供するため、今年度から阿武町単独事業として、阿武小学校内に教育支援センター、通称サポートルームを設置し、支援員1名を配置していることは、前回の議会でもお話をさせてもらったとおりです。

そのような状況の中で、西村議員さんから、不登校対策に係る質問を5ついただきましたので、順番にお答えしてまいります。

まず1つ目の質問、家庭教育支援チームおひさまの活動状況についてです。

家庭教育支援チームおひさまは、阿武町の子どもたちを地域で支援することを目的に、令和3年度に結成されたチームです。現在は、山口県の家庭教育アドバイザー養成講座を受講した人たちを中心に、7名のメンバーで組織されており、少しずつですがメンバーも増えつつあります。主な活動は、学期末の懇談会や入学説明会等、保護者が集まる機会を捉え、学校でおひさまカフェを開催し、子育てに関する悩みの相談、保護者同士の情報交換の場を提供したり、個別の相談に応じたりしています。今年は、年間8回程度の活動が予定されていますが、この1学期末懇談会の日に、町内の3校それぞれでおひさまカフェを開催したところ、3校合わせて約40人の保護者の参加があったと聞いています。近年は、教育支援センターの支援員として、あるいは家にこもっている不登校の子へのアウトリーチなどに、この家庭教育支援チームの力を借りようという動きが強まっており、教育委員会としましても、家庭教育支援チームとの連携は、今後の不登校対策の有効な手立てになると期待しているところです。

続いて2つ目の質問、通級指導教室の利用状況についてです。

通級指導教室とは、障害による困難がある子どもが、その困難を解消し、自立するために必要な力を身につけるための指導を受けることができる仕組みです。基本的には、普段は通常学級で学習をしますが、一部の授業時間や放課後に、別室で個別に特別支援教育を受けることとなります。また、通級指導教室を利用するかどうかの判断については、本人や保護者の希望、学校の意向を踏まえ、専門家を交えた阿武町の教育支援委員会で決定をします。

この3年間の利用状況を見ると、年によって若干の違いはありますが、小学校では毎年10人程度、中学校では5人程度とほぼ横ばいが続いています。現在、阿武町では小学校中学校に1名ずつ担当教員を配置していますが、全国的には通級指導教室の利用のニーズは高まっており、今後の環境整備が課題になりそうです。

次に3つ目の質問、児童虐待の現状についてです。

本年度も含めて、ここ数年、児童虐待として児童相談所に通告があったり、一時保護されたりしたという事案はありません。ただし、子育てに支援が必要な家庭もいくつかあり、そのようなケースに対しては、定期的に開催している子ども支援会議等で、学校、地域、専門機関等と情報を共有しながら、健康福祉課やスクールソーシャルワーカー等と連携して、見守り支援を行っているところです。

4つ目の質問、いじめの早期対応についてと、5つ目の質問、いじめ対策委員会の取組については関連がありますので、あわせて回答させていただきます。

令和4年度の調査では、不登校の児童生徒の約26%がいじめ被害を訴えており、この結果からも、いじめと不登校は強い関連があることがわかります。

そこで阿武町では、阿武町いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、根絶に向けた取組を推進しています。具体的な取組として、各学校では、いじめを早期に発見するために、毎週1回いじめに関する調査を行い、いじめの疑いやいじめに発展する恐れがある事案が見つかったときは、すぐに校内いじめ委員会を開催し、事案に対応しています。教育委員会としても、事案が確認された時はすぐに学校に入り、指導助言や支援を行うとともに、必要があれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぎます。

また、年2回関係者を集めて、阿武町いじめ問題対策連絡協議会を開催し、情報交換、啓発活動、対策事業等に取り組んでいます。

なお、お尋ねのあったスクールカウンセラーの派遣回数につきましては、令和4年度が年間36回126時間だったのに対し、本年度は年間40回142時間分と若干増えています。またスクールカウンセラーへの相談件数も増えていることから、県費とは別に町費として14時間分の予算をいただいております。緊急の事案がおこった時にはこれで対応しているところです。

以上、西村議員さんの質問に答えさせていただきました。あの、これまでは、不登校の子をいかに学校に復帰させるかを最終目標として、その対策や支援に取り組んでいましたが、現在は、無理矢理学校に復帰させようとするのではなく、不登校により学びにアクセスできない子をゼロにする。不登校の子が学びたいと思った時にすぐに学べる環境を整えるということに目標がシフトしています。そのために、文部科学省が提唱するCOCOLOプランでも、この問題を学校だけで抱えるのではなく、学校、行政、地域社会、各家庭、NPO、あるいはフリースクール等が相互に連携し、子どもたちのために、それぞれの持ち場で取り組みを進めることが必要ということが謳われています。今後、阿武町の小中学校においても、気になる子がいましたら、早急にケース会議や不登校対策会議、いじめ問題対策委員会等を開催し、いつでもサポートルームを利用できるよう環境整備に努めたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャ

ルワーカー、医師や保健師などの専門家につないだりしながら、一人ひとりの状況やニーズに応じた対策、支援を行ってまいります。以上でお答えを終わります。

○議長 4番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 以前のことをいったら余りいけないと思うんですけど、不登校という言葉は、かなり広がっている。えー学校休み、とかくですね、地域の人は学校を休むと悪いことをするよな、そういうイメージが以前からもうついて、私もまだびっくりしました。色々こう調べてったら、その4年度に質問した時点で、これだけの対策をされてるっていうこともわかりましたし、地域の方にもちょっと、子どもがいない家庭は全然そんな理解はないと思います。色んな対策を学校もされてるんだっていうのも、ちょっと私もわざわざこういうふうにいった方がいいかなと思っておりますが、その中で、やっぱり通級指導っていうのを聞き慣れない言葉でした。えーどういうことをしてのというふうにはとりました。やっぱりちょっと発達障害とかいう言葉なんですけど、テストして、その中からできない部分を別で支援されるって、通級、本当にわかりませんでした。ただ、やっぱりこういう今の状態であるということも強調した方がいいかなと思います。

もう1一つお尋ねは、不登校が今現実おられますか、生徒が、そこをちょっとお尋ねしたいです。

○議長 教育長。

○教育長 ありがとうございます。以前は不登校を登校拒否という言葉でもいってございまして、段々世の中の考え方が変わってきてまして、先ほど申しましたように、不登校の子を何とか学校に復帰させようとするのではなく、不登校は不登校の状態のままで、この子たちにいかに学びの環境を整えるかということに段々シフトしてまいりました。

ご質問色々ありましたけど、通級指導教室につきましては、これもよく勘違いされてですね、勉強が遅れている子を特別に呼んで、そこで勉強の遅れを見るっていうふうな認識をされている方もいるんですが、そうではなくてですね、通級指導教室というのは、明らかにやっぱり発達障害等で、この子に何かそういった弊害が困難があるっていうところをですね、一部の授業を抜いて、その子だけ勉強教えるのではなくてですね、これからの自立に向けて必要な色々なコミュニケーション能力であったり、そういったところを身に付けさせようという、そういったところなんです。

それから、先ほど答弁の中で、不登校児童生徒の約26%がいじめ被害を訴えているとお話しましたが、実は調査結果ではですね、不登校の子どもが答え

たその要因の1位はいじめではなくて、小中とも半数近くが、自分で無気力・不安と答えているんです。ああこの子の不登校の原因は無気力だったのかとか、不安だったのか、で今度はそれで終わるわけではなくてですね、じゃあ何でその子が無気力を感じているのか、無気力っていう状況になるまでにどんな経緯があったのか、あるいはその子の不安が一体どこからきているのか、今度はそこをしっかりと我々は探っていく必要があります。

ただ、私もこうして今偉そうに喋ってますけども、これはあくまでも今までの自分の経験だけで話しておりますので、その原因が何だったのか、そういった専門的なこと、医学的なことは絶対に専門機関に見てもらわないといけないと思っています。全国に約30万人といますけれども、この30万人の数字の中には、実は病欠とか経済的理由の子どもたちが入っていないんです。ですから実際に学校にこれない子、きてない子は、実は30万人よりもっと多くいるんです。だから反対をいうと、この30万人の中にきちんと専門機関や病院で診てもらったら、はっきりと病気がわかってですね、そうすると、この子は単に本人の問題、本人の気持ちの問題で不登校ではなく、その日から病気としてきちっとその治療とか、それに必要な支援が始まるということになります。

最近病院で診断を受けますと、よく起立性調節障害っていうですね、診断をもらうことがあるんですけども、とにかく早く専門家や医師に相談をして、そして学校や教師も、いやそれは、この子は夜遅くまでゲームしとるから朝起きれないのいやとか、なんで授業にはこんのに放課後は部活だけくるんかとか、そういう声もチラホラ聞こえるときもあるんですけども、やっぱり学校、教員もですね、この子はこういう病気でこういう症状で、そのためにはこういった支援が必要なんだということは我々もしっかり理解をしてですね、一人ひとりに合った支援をしていかなきゃいけないなということをお聞きいただいて改めて思ったところです。

なお最後、もう1つ、現在の不登校の数ですが、先ほどいいました本当に病気とか、経済的理由でなく学校にこれてない子が、今小中合わせて3名ほどいます。この子達も完全にこもっているわけではなく、きたりこなかったりの子もいますし、あるときずっと休んでたのに、突然ぽっときてくれたりですね、症状は様々ですけど、ただこの数はこの数年でいくと、かなり減ってきているというのが現状でございます。以上です。

○議長 4番、再々質問ありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 あの、検査をしてもらったら、最初の病名より次は変わった事例がありました。やっぱり小児科医で診てもらうのと、専門分野でリスク検査、それをしたら分析するんですよ、だから勝手な憶測で起立性障害そ

ういわれて、いくらなっても治らない、ちゃんとそういう児童精神科医、そういうところに行くとその科があるわけですから、もうちょっと早くわかっておれば対処できたというものも、今後は、それもやっぱり勧められた方がいいんじゃないかな、自分ではこれで治る、小児科行ったらこれで治るっていうのも1つはあるんですけど、苦手な部分を全然引くわけですよ、したくないという気持ちが先に出て、それを言葉には出さないから、やっぱりそういう分析をしてもらったら、苦手な部分としたくないものが出てくるっていうのが、この度ちょっと私も経験しましたから、やっぱりおかしいなと思ったら早く行ってやった方が、子どもも心が重たくなって動けない、もう学校行くのを嫌がったりするから、そういうのでは、はじめてこういうのを知りました。精神科医の方で分析をされているのを。あまり行きたくないものを無理して出すことはないという話を聞きましたが、その辺も一緒になって考えてやってあげられたら、家庭も楽になります、少しは。でもそれから後は、苦手な部分を補充してもらって、通級の方でやってもらったら、子どもも楽になると思うんですよ。

もう1つ、ちょっとフリースクールは阿武町は、もうそれは全然、だから、こういう何か支援をされるのが今年はあるっていうのは聞きましたけど、フリースクールは萩市なんですかね、ありますか、以上です。

○議長 教育長。

○教育長 今のフリースクールのことは、阿武町の子がかよっている学校ということですか。阿武町の中にはありません。はい。ですから阿武小学校の中です、教育委員会がそういう子のためにサポートルームというのを設置をしております。

○議長 これをもって4番、西村容子君の一般質問を終わります。

○議長 次に5番、松田 穰君、ご登壇ください。

○5番 松田 穰 5番、松田 穰、通告どおり質問させていただきます。

質問の内容は、令和5年度決算についてお伺いします。

昨年9月の議会では、町財政の決算について、不用額や繰越が多いのではないかと質問をさせていただいたと思います。令和3年度には実質収支額で約7億円弱が令和4年度の予算に繰り入れられ、令和4年度の実質収支額約8億5千万円が令和5年度の予算に繰り入れられて、今回令和5年度の決算を迎えるという流れなんです、今度はいくらぐらい来年度の予算に繰り入れられていくのか、お伺いしたいと思いました。また令和5年度の執行率は何%だったのか、予算の執行率が何%だったのか、このあたりもお伺いしたいと思います。

後、毎年3月、議会では予算審議を行って、少子高齢化、人口減少、また円高の影響による物価高など、毎年の情勢や阿武町の直面する現状を踏まえて、町民の方々の為に行われる施策について、慎重に審議を行ってきたつもりであ

ります。ただこうして決算を迎えた時に、繰り越される金額が大きすぎると、ちょっと残念な気持ちにもなることもあります。もちろん、町では様々な施策を行い、町内の出生者数も2桁が続き、人口の社会増もあり、町の人口の減少傾向にブレーキがかかっている様に思え、行政の政治手腕には感心することが多いです。ただその反面では、コロナ禍にはじまった商品券事業も、去年は1人6000円であったものが、今年は1人5000円となり、国の事業だとはいえ、ここ最近の物価上昇による家計の圧迫、また賃上げも国の施策として取り組まれている中で、その恩恵を受けにくい地方の小さな町においては、町で更なる上乘せをしても良かったのではないかという印象もあります。

今後の阿武町にとって、医療等様々な課題が出てくる状況で、予算を大事にしておきたいというのも理解できますが、もう少し町民が恩恵を実感できる施策があってもいいように思いますが、町長はどの様にお考えでしょうか。

また、町民へ向けての視点だけでなく、町長のお足元、行政に関わる職員に対してはどうでしょうか。職員の人数に関しては、近年積極的に採用人数を増やしていく様、募集している様に感じますが、現状働いている職員の残業や休日出勤等の手当てについてはどうでしょうか。最近、教職員の教職調整額、残業代の代わりにの手当てが、4%から13%に引き上げられるという話もニュースで見ました。町では職員の残業については、どの様に清算されているのでしょうか。監査の時に有給休暇の取得状況を見て、みなさん有給消化は中々できていないというふうにいつも思います。また、考えてみると、タイムカードの様な残業時間がわかるデータを見たことがありません。その割に結構遅い時間に役場の前をとおると、まだ電気がついているフロアもあり、遅くまで仕事をしている職員もいる様に見受けられます。給与の基本的な部分に関しては、人事院勧告にあわせて改善されておりますが、残業時間等、職員毎の差を諮るデータはあるのか、逆にそういったデータがあれば、人件費の増減を参考に部署ごとの人員配員の増減に役立てたり、人事評価の参考になったりするかと思いますが、そういった判断材料はあるのだろうか。もちろん残業する人員が皆仕事をしているとはいいません。私もこれまで様々な職場で、無駄に残業をしている人たちを目にすることも多々ありました。あった様に記憶しております。ただ、それを防ぐ為、改善する為に上司と職員とのコミュニケーションはしっかり取れているのか、コミュニケーションを取る機会、時間はしっかりあるのか、頑張った職員が損をするような職場になってはいないか、そういった職場環境について、町長のお考えとご意見をお聞かせください。以上です。

○議長 ただ今の5番、松田 穰君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 ただ今は、松田議員から令和5年度決算に関して、大きく4点のご質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まずは、私が町長就任して以来取り組んで参りました、第7次阿武町総合計画、選ばれる町をつくるに基づいた、まちづくりの各種施策の成果につきまして、一定の評価をいただいたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

さて、本町の財政状況であります、松田議員には監査委員さんもお願ひしておりますので、ここで改めて申し上げることもないわけではありますが、ご指摘をいただきましたように、いたって健全かつ順調な状況であります。

そうした中、今回は決算における、不用額や繰越額、あるいは執行率に対するご質問であります。

ご案内のとおり、地方公共団体の毎年度の決算額を予算額で除した率が執行率であり、予算額の余剰あるいは損失を示すものが、歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額であり、さらにこれから翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額が実質収支額ということになります。ちなみに、本町の令和5年度の実質収支額と執行率であります、お手元の決算書の7ページに総括表がありますが、ここでお示ししておりますけれども、歳出予算総額が37億6千371万円で、決算額が32億1千899万円で、予算に対する執行率は85.53%、実質収支額は、8億3千769万円となっております、ご指摘につきましては、額あるいはこの執行率が低いのではないかなというふうなお話ではないかなと思うところであります。

ここでですね、若干技術的な話にはなりますが、この7ページの決算総括表における予算額につきましては、仕組み上、年度内に支出が終わらない見込みのため、翌年度に繰り越して使用する、いわゆる繰越明許費ではありますが、これが3億6千121万円を含んでおりますので、実質的な執行率を出すためには、この額を差し引かなければなりません。したがって、これを差し引きますと、37億6千371万円からこの3億いくばくかを差し引きますと、実際には34億520万円が分母になるわけでありまして、これを分母として決算額を除いた額が実際の執行率ということになります。これによりまして、実際の執行率は、名目上は85.53%となっておりますけれども、実際には繰越明許分を除きますので、執行率は94.16%になりまして、95%を若干割り込んでおりますけれども、私といたしましてはまあまあ妥当な数値かなと、まあ95%ぐらいの執行率であれば、まあいいかなというふうな感じを持っているところであります。表の構成上、当該年度の見かけ上の執行率が低く見えておりますが、そういったカラクリがあるのはご理解願いたいと思います。

ただそうはいっても執行率は、当然100%に近い方がいいわけではありますが、近年は、例えばコロナ、あるいはインフルエンザのワクチン接種等につきましては、実態として、接種人数やこれに伴う医療費は、終わってみなければわからないというふうなこともあり、ある程度余裕をもたせて予算計上しませんと、接種しようとしても予算が不足で、接種制限というような事態が発生すること

も考えられますので、予算不足による制限等はしたくありませんので、どうしても多めに予算を計上せざるを得ないということがあることは、ご理解いただければというふうに思います。

また、その他の事業におきましても、ご案内のように国の予算において、以前は政策的補助金等につきましても、国の当初予算、あるいは早い段階での国の補正予算で計上されておりましたが、近年は、例えば道路関係予算のように、当初は基本的な部分を計上し、例えば国土強靱化関連の補助事業等の一部もそうではありますが、年度末の3月頃になって、地方において繰越明許費とすることが前提での補正予算も相当数あります。そして、地方においては、当然これを繰り越すわけではありますが、繰り越した予算は、次年度において補正できませんので、ものによっては事業実績額との間に相当の乖離が生じる場合もありまして、これが見かけ上、執行率を大きく引き下げる一因にもなっております。なるべく、最終の3月補正で調整するように努力はしていますが、国の補正予算との間にこういった事情があって、ある程度執行残が残ることについては、これにつきましてもご理解願いたいということでもあります。

次に、具体的に国の交付金の対象事業である商品券事業についてお話がありました。多額の繰越金があって、町の財政に余裕があるのならば、もっと上乘せなどができなかったのかなあというふうなお話であります。

また、その他の事業につきましても、今以上に町民が恩恵を感じられる施策を実施すべきではないかということでもあります。

これにつきましても、今具体的な話がでましたので申し上げますが、商品券事業についての事情を申し上げますと、昨年度の商品券事業は、昨年度は1人6000円でありましたが、換金経費等も含めて、総額20403千円かかりまして、この経費に対して国庫補助金が100%もらえるわけではありませんが、実際には20403千円に対して17158千円、率にして84.1%が国庫補助金で、残りの15.9%、3245千円を町の一般財源投入によって、上乘せをしたわけでありまして、それで6000円ができたというふうなことであります。

これに対して、今年度は今5000円というふうなことで、1000円下がったわけではありますが、これは、実は国庫補助金は、昨年度を大きく下回る配分しかもらえませんでした。昨年度のベースの率から換算しますと、実は今年1人4000円の商品券がやっとの計算になるところであります。ただ、私といたしましても、昨年度に比べて2000円も下がるというのはどうかというふうに思いまして、せめて1人5000円との考えから、予算をやり繰りして、総額で18869千円の内、国庫補助金12291千円を差し引いた残り6574千円、率にして34.9%の一般財源の投入による上乘せによって、5000円の事業を行ったところでありまして、一般財源の投入額は、昨年度が3245千円で、今年度がこれより333万円多くて、約倍の6578千円を投入して、この事業を実施したという

事情はご理解を願いたいというふうなところであります。

ちなみに、令和6年度において、県内で商品券事業を実施したのは、上関町が7000円、平生町が5000円、そして阿武町も5000円と、この3町のみであります。議員をはじめ町民のみなさんには、他の市町との比較をする手段がなくて、財源の詳細も見えない中で、額面が1人6000円から5000円に下がって、サービスが足りないという意見もあると思いますが、また一方では、5000円は6000円、6000円は7000円、7000円は10000円と当然多い方が嬉しいわけではありますが、私といたしましても、前年度の倍の真水の一般財源を投入した上で、努力が足りないといわれるのは、いささか残念な気もいたします。ただ、松田議員のいわれることも、住民感情としてはよくわかりますので、今後とも努力して参る所存であります。

こうした中、大きな意味で、今後、町民が恩恵を実感できる施策をとということではありますが、私も、やはり見える形で、町民に対する施策を少しでも増やしていきたいという思いはあり、このことは、以前から申し上げておりにあります。ただ一方で、いわゆるバラマキといわれるような財政運用、あるいは施策はしたくないところでありまして、このことにつきましては、これまでも、施策立案の中で職員等と色々と議論してきたところでありまして、今後とも議論を重ねながら、真に町民のみなさんに喜ばれる、説得力と実効性のある施策に財源を投入していくよう、努力していくつもりであります。

次に、職員の残業や休日出勤等の手当、有給休暇の取得等のいわゆる労務管理についてであります。報道では、文科省は、学校教員の残業代の代わりに基本給に一定額を上乗せする、教職調整額を2026年から現状の基本給の4%から3倍を超える13%にする案がいわれております。

こうした中、町職員の超過勤務手当、いわゆる残業手当ではありますが、もちろん実績に応じて支払い、教員のように一律に一定額で支払うわけではありませんが、従前から予算を編成する段階で、予算総額を基本給の4%を目途に編成をしておりましたが、実は昨年度からこれを基本給の5%に1%ほど増額し、また、コロナや災害時等の特別なものに対応するべく、別枠で100万円の予算別枠額も併せて計上して、各課横断的に対応するようになっているところであります。

また、これに関連して、タイムカード等ではありますが、町が行っているタイムカードはなく、時間外勤務の取扱としては、職員からの時間外勤務の申出により、関係所属長が必要により時間外勤務を命令することになっています。

よって、時間外勤務が多い職員については、各所属長が、時間外勤務の抑制に努め、極力時間外勤務を命令しないように指示、指導しているところであり、人員配置や人事評価についても、様々な判断材料により、各所属長の課長会議を経て決定しているところであります。

私としては、働き方改革は今の時代、職員の健康、またモチベーション維持の観点からも、とても重要なことであるとの認識でありまして、常日頃職員の健康管理や、働きやすい職場環境づくりには意を用いているつもりであります。

なお、このことにつきましては、毎朝町長室で各所属長とのミーティングを行っておりますが、この場においても、各所属長には、職員の健康管理や時間外勤務の削減等の部下のマネジメントをきっちりと行うよう、また、役場内事務、日常業務のスクラップ・アンド・ビルドを行い、事務の削減や業務の効率化を図るよう、指導もしているつもりであります。

また、職員の有給休暇の取得につきましても、職員の健康管理と併せて、常日頃から、所属長には管理職自身も含めて、有給休暇取得促進に向けて、職員全員が休みやすい職場環境づくりに努めるよう、指導しているところであります。

最後に、職員とのコミュニケーションの機会ということではありますが、各所属長である課長とは、職員は常日頃のコミュニケーションはもちろんでありますが、人事評価の個別面談もありまして、年3回面談を行い、業務内容や様々なことについて、個々にコミュニケーションをとっているところであります。

また、課によっては、毎月定例の勉強会を行い、職員と一緒に、役場の事務について学ぶ機会やコミュニケーションの機会も設けているところであります。

また、役場職員あがてのふれあいの場という面では、コロナ禍によって令和2年度から中止しておりましたが、職員全員が集う職員レクリエーション大会も昨年度から復活し、スポーツや懇親会をつうじて、役職や立場を超えて楽しく交流を深めておるところであり、職員からも楽しかったので毎年やってほしいという声も聞いているところであり、これからも毎年実施する予定にしております。

また、町外出身の職員が多くなる中で、地域を知る研修と称して、令和2年度から令和4年度までの3年間は、阿武町の三名山である、イラオ山、新宮山、遠嶽山の合同登山を実施し、これに続きまして、昨年度は福賀の女滝と佐々木小次郎の墓を巡り、コミュニケーションと親睦を図ったところであり、これも職員からは好評で、地域を知れて良かった、これも毎年やってほしいという声を聞いておりまして、今年も奈古の鹿島に行く予定としております。

そして、各課でも事務研修会や懇親会など、いわゆる飲みニケーションですが、これもそれぞれに復活しているところでありまして、若い職員も増えてきた中で、いい感じになっているというふうな感じを持っているところであります。

また、役場には職員組合がありまして、労使交渉として、労働者である職員組合の執行委員と、当局である副町長や行政担当者との交渉の場も年3回設けておりまして、できることできないことはもちろんありますが、可能な限り要

求に添うよう、他市町との動向にも注意しながら対応しているところであります。

こうした中、私といたしましては、職員の心と体の健康の保持、また、人財育成は町長の大きな任務の1つであるとの認識の下に、職員からの要望も取り入れた研修メニュー等も実施する中で、職員が心身ともに健康で、元気に働いてくれて阿武町役場が成り立ち、また、阿武町で暮らす住民のみなさんへの行政サービスがよりよいものになると思っておりますので、今の時代にあったような改善の必要もあるかとは思いますが、その際には、鋭意処遇改善にも努めて参りたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 ちょっと今お昼の鐘が気になってしまって、ちょっと、一瞬思ったことが飛んでしまいました。今町長のお話を聞いて、やっぱりなんていうんでしょう、無駄のない予算の使い方というか、しっかり時代に合ったその施策にそぐわない内容で、予算を使われる中で、近年ですとコロナの補助金とかちょっと読めない部分があったりとかで執行率が若干下がったり、そういう部分もあったかとお見受けします。

やはり、ただ町民としては、そういった金額がちょっと減ったら単に額が減ったっていうだけで、内訳までは中々見えない部分がやっぱりありますんで、ちょっと今朝からの質問の流れでいうと、お金が余ったからじゃあ使ってよってというような簡単な考え方でものをいっちゃいけないんでしょうけど、やっぱり一般的な考え方としては、町である程度余裕があるのであれば、ただ貯めていくよりは若干町民に還元できる、もっと実感できる場があってもいいのかなっていうのも、やはり普段耳にする部分でもありますんで、そのあたり町のPRと、後どう実感できるかっていう部分も、やっぱり説明があって、大分誤解が解ける部分っていうのがやっぱり大きいと思いますので、そのあたりもしっかりやっていただければと思います。

後、監査もさせていただいてる中で、やっぱりちょっと気になるのは、今町の人口は若干ですけど減ってきて、先々月あたりから確か3000、広報で見る数字は3000を切りはじめたかなっていう部分を見ております。やはり交付税とかそういった部分は、人口って考えたりとかっていうのを考えても、やっぱり税収にしてもそうでしょうし、若干そういった先細り、徐々に減っていく中で、当然減らさないための取り組みというのは、今までずっとやってこられた部分であるんですけど、その一方で町内の事業所の中では、人が集まらない職種があったり、中々人を、働き場をある、求人は出してるんだけど人が集まってこない、そういった職業もあるかと思えます。具体的にいうと、僕は聞いた

のは介護職なんですけど、今年度健康福祉課の方での施策で、介護職に対して資格を取るための補助というのを町でされたり、そういった介護の方を集めるのに有利な施策っていうのが実際行われていると思うんですけど、それでもやっぱり中々人は集まってこない、それはひとえに介護っていう部分が、介護保険に基づいたサービスで、ある程度保健事業なんで上限が決まってしまう、収入の上限、天井は決まってしまう特徴があるのかもしれないんですけど、介護以外の職場で、なんていうんですかね、今いらっしゃる職員の方が従業員の方が知り合いを紹介したら、会社として定着してくれると、その従業員に紹介した従業員に対しても報奨金を出すみたいな取り組みをされている企業もあるという話も聞きます。例えば、そういった新たな取り組みをされている企業に関して、今に似たようなことだと、1次産業に関してはそれに近いような補助もあるような気もするんですけど、それを1次産業だけに絞るんじゃなくて、他のサービス業とか、そういった裾野を広げたりとか、そういったことももうちょっと考えていけば、移住者の増とか、結局働き口があるかどうかっていう部分、移住先を選ぶ中で1つの重要な、なんていうんですかね、要素ではあると思いますんで、そういった働く世代が引越してきやすい、移住しやすい、選びやすい、せつかく町として町の中で人手が足りなくて求人もあるんだけど、田舎だからこないのか、給料が安いからこないのか、またそれに対しても誰か知り合いがあればきてくれる人がいるのか、まあ労働力にあたる人口が増えていくような取り組み、今子育て支援で子育て世代とか、子どもに関してはやっぱり若干割合も増えているかもしれないんですけど、そのもうちょっと上の部分、働く世代、労働人口、税金を納めてくれる世代というか、っていうとちょっといい方がえぐいかもしれないんですけど、そういった部分にもちょっと目を向けて施策というのをちょっと広げていったらどうなのかなっていうのをちょっと感じましたので、そのあたり町長がどうお考えなのか、それと後職員に関してなんですけど、今自分が3年ぐらい議員やらせていただいていますけど、補正予算で毎回上がってるんですけど、超過勤務の手当の補正てあんまり目にした覚えがない、あまり目にしていないような気がする。ここ何年かですと、コロナで、誰かがコロナにかかるとやっぱり1週間ぐらい休んでいる時期があって、必ず課によってはやっぱり人員不足の状態っていうのが出てきたはずですし、ちょっと誤振込のときなんかは、結構職員の方は残業されてたっていう話もよく耳にしたんですけど、その割にはちょっと超過勤務とか、そういった人件費の補正てあんまり目にしていないのかな、ただ説明が職員の異動に関して、補正で人件費の異動とかはよく目にするんですけど、ただ人件費の異動、そういう説明をよく聞くんですけど、ただ超勤手当がそれで増額補正されるという話はあまり耳にした覚えがないような感じがしましたので、そのあたりも、もしわかればお伺いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 まずあの 5000 円の話ですけども、私も迷ったんです。計算すると 4000 円になるよと、その前が 6000 円なんで、うーん 4000 円かという話の中で、それではちょっとあんまりだろうというふうなことで、要するに真水のお金は 333 万円増やして 600 何万円にして、ですから一般財源は倍突っ込んで 5000 円だったんですが、今いわれてみれば 6000 円にすりゃよかったかなと、まあそれで阿武町丸が沈没するわけじゃないんですけど、ただ私としては、何かあまりにも極端に一般財源をぶち込んでというのは、何か言葉は悪いですが、いやらしいなというふうな気もしたわけでありまして、それで 5000 円だったら、住民のみなさんから見れば下がったと、額面しかわかりませんから、それはちょっとあれだったなというふうな思いは今にはしてはあります。

それから、人口減少で色々な事業もやっておりますが、今最後のお話がありましたけれども、今、私たちは子育て世代、そして今度は高齢者の方々に、今までもどこの市町も同じですけれども、そこに重きを置いた施策展開がどこの市町も多かったな、国も県も同じですけれども、同じそういう部分に対する施策が多かったなというのが確かにあります。そこは直接的にすぐに数字になって表れてくる面もあつたりするんで、でしたけども、もうある程度、なんていうんでしょうか、行き渡ったというんですかね、もうやれるべきことはほとんど全てやり尽くした感があります。ですから、特にまずは議員のいわれるのは、若干のその余裕があるのであれば、それをちょっと違う、壮年層というのでしょうかね、その辺にも見える形でというお話、私もずっとそういうことはいうてきてもおったと思いますし、そういうことで、やりたいというふうに思いますが、中々ですね、これだというのが中々見つからないというのが現状でありまして、この点についてはですね、私どもも色んなところもまた今からも研究をして、先行事例等も多分あるでしょうから、今までも色々調べたりもししておりますけれども、今からも、そういったことも調べて参りますし、また議員の方からもこういうことはどうだという、先ほどちょっとありましたけれども、そういうふうなことがあればですね、ぜひご提案等もいただければですね、しっかり研究して、やれるものであれば対応していきたい。私どもも努力はしますが、そういったアイデアをですね、ぜひですねいただきたいというふうに思います。その 1 つの例として今ありましたが、介護職あたりにつきまして、色んな他所の事情から、そういったところに人手が足りない。現実問題として、今阿武福祉課会で、清光苑、恵寿苑を指定管理で色々やっていただいておりますけれども、本当に介護職が足りません、今大変な状況になっておりますが、これらにつきましても、今年度、これの資格を取られるのに、町の方が経費を補助していくというふうなことをやって、現にもう利用されたかたもいらっしゃいますけれども、こういったことも 1 つの身近な施策としては、大変よい施

策であったなというふうに思いますし、ぜひこれも使っていただいて、そういう人手不足のところはそういった補い方をしていく。そういった形で有資格者として働いていただければ、そこがカバーできていくというふうなこともありますし、また、さっきの紹介の事業、これも町内の事業者の方の中にもですね、他所から不足する職員あたりを紹介してくれれば、その人に対して、よく家を建てたらどっか紹介したら家主さんに何ぼかハウスメーカーからお金がいただけるような制度が昔からありますけど、同じようなことですが、そういった方をその人手不足の企業の従業員の方が、自分の会社に他所からその人を引っ張ってきて紹介してくれたら、その人に報奨金をあげますよという制度のことだろうというふうに思いますけれども、そういったことも、そこに町がどういう関与、関わり方をするかというのは、若干研究する必要があると思います。それを町が出すという話ではちょっと難しいと思いますし、一方で、町としては色んな人員、各企業が人員の確保に対して苦勞しておるわけでありまして、それについて今町がやっておるのは、色んな人員確保のためのPR活動については、今現行予算の中で、新たにそれに対する補助を今作りました制度を、ご承知のとおりでありますけれども、そういったものについては、町が補助していく制度は作りましたので、同じような形で読んでいくのかなというふうなことを、今ちょっと思いましたけれども、具体的にどうなるかもわかりませんが、今のようなことについても、色々考えていったらというご提案でありますから、ぜひそれらも含めて、考えていきたいというふうに思います。

いずれにしてもですね、人員確保については、本当に大変な今状況でありますので、役場の職員も同じですけども、中々民間企業が初任給あたりにつきましてはすごくいいと、今年の人事院勧告で来年の初任給あたりがやっと大卒で20万円を超えて、今年は2万円以上上げてやっと20万円を超えていくというふうなことでありまして、現行では、この4月の段階では19万いくらずで20万いってなかったと思うんですよね大卒で、それと比べて今の民間のと比べたら、それは公務員になれというのはそれは無理、それは見かけ上のまず初任給あたりは当然就職のときの判断材料になりますから、中は別として、取り敢えず入口も大きな判断材料でありますから、そこらは人事院勧告でも、随分上がったけど、決して高いとは思いませんけれども、そういったふうなことも含めてですね、やっぱり人の確保のために、我々の職場も同じですけども、民間の方も大変苦勞していらっしゃるから、そこらについての、先ほど言いましたような色んな施策に対して、町の方がバックアップするようなことについては、これは子育ての世代とか高齢者とかに特化したもんじゃないんですかね、こういったものについても、ぜひ考えていきたいというふうに思います。またご提案等があったらよろしく願いいたします。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 ちょっとだけ再々質問で、今いわれてたのは企業に対する補助、これは今後、今防災道路の残土を利用しての工場用地とか、そういったのも計画ありますけど、やっぱり企業がどこかしらに出てこようかな、町内にきてみようかなっていうときに、やっぱり1つの魅力にもなりうると思いますので、このあたり、役場の職員の方々の非常にいいアイデアと、我々もやっぱり気づいたことがあれば、やっぱりなるべくゆって行って、少しでもいいものができるように、これに関してはやっぱりお互い協力し合いながらやっていけたらと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

また職員の方に関しては、ちょっと聞いた話で、今町内でやっぱり健康診断とかされたときに、結果を町民の受けられた方に、癌検診の結果やったかな、何か手渡しで説明をしながら渡すっていう話を、返却会の前の日には、すごい、その一人ひとりの町民の方に合わせて、健康福祉課の方も広い何をいったらいいとか、やっぱりちょっと遅くまで残って、勉強したりとかしながら、残業もしながら準備をすごいしてるっていう話もちょっと聞いたこともあるんですけど、こういった普段自分ら住民の立場で、何気なく受けていることに対して、そうやってしっかりやってる職員の方もやっぱりいらっしゃるんだなと、そうして残業までして、やっぱり町民のため健康のために考えてくれてるんだな、そういった部分にも感謝をしつつ、それを続けるためにもしっかり評価してあげられるような、そういった部分をしっかり見てあげていただけたらなと思ひまして、今後の職員の方に関する話をちょっとさせていただきました。以上です。

○議長 町長。

○町長 町の職員の健康管理のことについては、副町長の方から説明させますけども、先ほどの超過勤務、ちょっといい忘れましたが、先ほど超過勤務の話がありまして、のってるかよくわからないという話であります。職員手当の中で、この超過勤務手当を載せております。基本的には、年度当初で先ほど申し上げましたように、従前は給与総額の4%という総額を各課に割り振って、各課の給与総額の4%を割り振って、それを昨年度から1%上げて5%で各課の職員の給与総額の5%は職員手当の超過勤務手当でやっている。それと別枠で、総務課で何かあったときの特出しの超過勤務手当として、100万円を毎年度計上しておるといのが今の状況です。

そしてあと職員の健康管理等については、ちょっと副町長の方から今やって取り組んでいることを説明させます。

○議長 副町長。

○副町長(中野貴夫) それでは、今町長の方からご指名がありましたので、私

の方から答えさせていただきます。

まず超勤につきましては、一応職員の健康管理のことが一番気になりますので、基本的には9時までということにしております。原則超勤は9時までという、超勤する場合はですね、それ以降するということは、よっぽどのがない限りはしないようにということを、まず1つ原則として置いております。

それとあの、誤振込等もありまして、色々メンタルの部分が色々今いわれていますので、衛生委員会等をつうじて、研修もかなり今してきております。特に職員から要望が多いのは、ハラスメント、またストレス解消、こういったものをですね、色々色んな先生方、産業医の先生とかですね、公認心理師の先生方にご教示いただきながらですね、講演を開いたり研修会を開いたりして、職員がですね、少しでもそういったストレスの解消になるようにですね、努めております。

また、毎年ストレスチェック等もしております、高ストレスになつてるような職員に対してはですね、産業医あるいは公認心理師の先生にですね、直接、カウンセリングしていただいてですね、そういうことが緩和されるように努めておりますし、通常の場合もですね、産業医の先生がこられたときには、気になることがありましたら面接をですねしていただいて、職員に負担がかからないように今気をつけているところであります。

超勤につきましては、先ほど町長も説明しましたけど、別枠として100万円を別にいただいておりますので、例えば4年度におきましては、誤振込みがありましたので、その100万円から誤振込みでかかった超勤分については支出しておりますし、昨年におきましては、例えば一つ例をとりますと、総務課が行政係が1人足りませんでしたので、随分職員に負担がかかりました。そういったことも加味してですね、その100万円からいくらかですね、職員に超勤が払えるようにしております。これもですね、公平にしないとイケませんので、人事評価をした後に、各課の個人的な人事評価をした後に、各所属長が集まって、その人事評価を元にですね、その上で超勤の状況、または職務の状況、仕事の状況等共有しながらですね、その100万円を利用して、この人についてはこれぐらいは妥当であろうというふうなことをですね、きちんと公平公正に超勤については支払うようなことをしているところでございます。以上で説明を終わります。

○議長 これをもって、5番、松田 穰君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。昼からは13時30分、午後1時半から行います。よろしくお願いいたします。それでは休憩いたします。

休憩開始／12時22分 会議再開／13時28分

○議長 少し早いですが、昼食のための休憩を閉じて、会議を続行します。それでは休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に6番、池田倫拓君、ご登壇ください。

○6番 池田倫拓 それでは、通告に従いまして質問します。

1つ目の質問として、木与地区の渇水問題について質問したいと思います。

今年の春の田植えシーズンは、渇水で多くの農家の方が苦勞されていました。夏場も水が少ない状態ではありましたが、ようやく秋の収穫へと向かっています。しかしながら、先ほど申しました、木与地区の棚田では、水がないため植え付けができていません。ここを耕作されている法人の方とお話をしたんですが、木与防災道路の工事との関係性があるのではないかとということで、国交省とお話をされたそうです。その際、調査を行うとの返答であり、今年の作付けに関しては、田植えをするすべもなく断念したということでした。幸い、ABUファクトリーパークの用地が耕作可能だったため、これは町の協力もあったとは思いますが、大幅な耕作減少にはなりませんでしたが、来年は棚田で耕作ができるのかと、また交渉はどのようにしていけばいいのかという不安を残されていました。

まだ、この渇水への原因が木与防災道路との影響と決まったわけではありませんが、町としても防災道路は必要と協力してきた立場もあり、木与の棚田は、先人が築き上げてきた農地を、さらに圃場整備をし守ってきたものです。今ではやまぐちの棚田20選にも選ばれ、風光明媚な観光地ともされています。

この農地を守るため、町としてはどう考えるのか、町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の6番、池田倫拓君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それでは、池田議員の木与地区の渇水問題についてのご質問にお答えします。

ご質問の趣旨は、木与のいわゆる上ノ山の棚田であります。これが今年の田植え時期に例年にない水不足で、水稻の作付を断念せざるを得ない状況となって、今回は町からの遠根のABUファクトリーパークの工業団地の造成用地を借りて、水稻を作付できたが、来年度以降これがどうなるのか、また、この貴重な観光資源でもある木与の棚田を守るために、町として何ができるかというふうなご質問であります。

ここで本題に入る前に、今年の春の渇水の状況についてであります。気象庁のデータによれば、山口県を含む九州北部地域では、6月17日ごろに梅雨入りして、7月の17日ごろに梅雨明けした模様ということが発表されておりました。これにつきましては、平年と比べますと、梅雨入りが13日も遅く、また梅雨明けは2日早く明けたということになりまして、梅雨の時期が大変短かったということでもあります。

こうした中、ご質問にもありますように、今年は田植え時期だけでなく、その後においても日照が続きまして、渇水あるいは水不足に多くの水稻農家のみなさんが大変なご苦労されたことは、ご指摘のとおりであります。こうした中、木与のなぎさファームさんにおかれましては同じ状況であります。木与地区全体で田植え時期に水が少なく、また田植え作付け後の夏も水不足が懸念される中で、やむなく上ノ山の棚田の水稻の作付けを断念されたわけでありませぬ。

また、木与なぎさファームのみなさんは、今回の渇水は、単に梅雨入りが遅れただけでなく、木与防災のトンネルの工事も影響しているのではないかと、の疑念もあるようでありまして、このことについては、国交省と話し合いの場が持たれているようでありませぬが、因果関係を調査するため、現在、各種調査解析を実施されていると聞いているところであります。

ここで参考までに、現在、国交省で取り組まれている木与防災事業の第1トンネルの施行状況を説明させていただきますと、宇田郷の田部側から掘削工事が進んでおりますが、国交省に確認したところ、令和6年、今年8月末の時点で、全長は1972mであります。このうち1206m、率にして約60%、これを掘り進んでおりまして、掘削の湧水につきましては、現在は田部側に抜いているとのことでありませぬ。田部側から入っておりますから、田部側に抜くしかないというふうに思いますが、現時点で木与地区の棚田以外の水田も渇水気味の状況であり、原因を調査中とのことでありませぬが、国交省におかれましては、用水確保のためのボーリング調査や、用水の余り水を反復利用するポンプアップなどに協力をしていただいております。色々と制約のある中で、用水確保のため最善を尽くしていただいております。真摯な対応につきましては、町としても感謝をしているところであります。

こうした中、渇水問題が今後も続く場合に、本町の貴重な観光資源でもある、木与地区の棚田を守るための方策を、町としてどう考えるかということでありませぬ。現状として、令和7年度から8年度にかけて、これからがまさに本格的に木与地区へのトンネル工事が進んでいくわけでありませぬが、すでに国交省としても、木与地区の棚田に関する用水確保対策について、検討をしていただいております。町としては、これまで以上に国交省と連携を密にして、地元の実態、あるいは要望等もしっかりと国交省につないで、一方で出された対策や内容については、しっかりと協力していくということが重要であるというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、国交省にはこれまでも色々な面で、また地元要望等についても真摯に対応していただいております。これからも、引き続き同じように対応していただけると信頼もしておりますし、国交省におかれましては、地元の木与地区に対して、用地買収など、今まで多大なご協力をいただいております。

るわけでありますので、これを裏切るようなことは断じてないと思っております。

また木与の棚田の用水についても、トンネルの工事は、性質上一時的な影響は出るかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、因果関係を調査するため、現在各種調査あるいは解析を実施されているところでありまして、木与の棚田が将来にわたって耕作できないというようなことはないと考えておりますし、来年度以降も、耕作地の確保が必要ということであれば、地元にも不利が生じないよう不利益が生じないように、町としても最善の努力をする所存であります。以上で答弁を終わります。

○議長 6番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(6番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 ご答弁ありがとうございます。今後もまた耕作者の方に不利のないよう対応していただけるという答弁がありました。これまた今、木与防災道路が完成した後には、またこれが山陰道につながるというわけで、その際にもまた農地やら、町民の方の土地に関してまた続いてくる問題にもなってくると思います。今回の町としての対応によって、やはり、今後の町民のみなさんの協力っていうのが得られると思いますんで、また引き続き、国交省等との交渉等、木与地区のみなさんと協力してやっていただければと思いますんで、よろしくをお願いします。

○議長 町長。

○町長 今の木与の棚田の問題につきましても、色々と地元といたしましても、国交省さんとも綿密にお話もされておりますし、実はこの話があって、私も地元の人たちと一緒に、あそこ2本ありますよね、上ノ山の用水が、ずいぶんとあれ2kmぐらいはあるんじゃないかなというふうに思いますが、上の段と下の段と2本ありまして、伊能忠敬が測量して、水が引けるようになったとか、ならないとかいう、本当でしょうけど、木与の人がいらっしゃいますからいいんですけども、そういうことで、本当に貴重な棚田であります。そして町のPRの色んなパンフレットであったり、そうしたものにもいの1番とはいわんかもしれませんけども、必ず木与の棚田から野島であったり、こっち側のウツリの方であったりですね、清ヶ浜であったりが見えるこの風景を、町の1つの顔として、ポスターなんかにも載せておりますので、これは絶対に守らなきゃならないという気持ちは、池田議員と私も同じであります。必ず守っていかなきゃならない、そのためには、やはり今の2kmが上の段と下の段ある、この延々と小さいこんな水路が、ずっと2kmにわたって引いてきたこと、上の段と下の段に2段にわたって引いてきたことによって、棚田が守られて用水があるという、他に用水は何もありません。ですから、これ大切な用水の水路でありますし、

ただ現実問題として、あれだけの距離、上と下を合わせて4kmもある山の中の本当に、等高線をたどっていくようなそんな水路なんですけど、それをよく今まで地域の人たちは守ってこられたなというふうに、本当に実際にこの足で歩いてみると、本当感心をするっていうか、もう尊敬するような気持ちになったわけですが、ぜひこれは守っていかなきゃならないし、今段々と地球温暖化が進んで、渇水な状況が続いてきますから、それはあれを常に時期時期に水がしっかり確保できるというのは、いささかというところがあります。本当に山からの水を頼りにしておるわけでありますから、ですから、これはある意味、今度は国交省さんとの取引の条件ではないんでしょうけども、1つですね、せっかく例えばトンネルを抜けば一定程度水は出ます。今は途中までしかトンネルが入ってないんで、当然下には抜けませんから、水は上に、田部側に抜いておりますけれども、これが通った暁には、当然木与の方が低いわけで、こういう感じで木与の方が低いわけでありますから、こっち側に水が流れてくる。この水をですね、私なんか素人でよくわかりませんが、うまく利用すれば、今あれだけの延長を今から高齢化が進んで、木与のなぎさファームさんも高齢化が進みます。その中で、上下で4kmのあの本当山の中の水路が本当に守れるかなっていうのは、本当に今でも大変と聞いておりますけれども、本当大変だろうと思います。ですから、せっかくであれば、せっかく今度は水が出るんであればですね、何かの形で下で1回受けて、ポンプアップするとかですね、今度新たなやり方も必要なんじゃないかなというのは、木与なぎさファームの役員の方ともそんな話もしたりもしておりますので、いずれにしても、田を田んぼを維持していくためには、必ず水が必要でありますから、これも色々知恵を出しながら、そしてまた、可能であれば国交省さんの協力も得ながら、しっかりと維持していくということについて、町としても一生懸命の努力をさせていただきますというふうに思います。以上です。

○議長 6番、再々質問はありますか。

(6番、池田倫拓議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問がないようですので、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○6番 池田倫拓 続きまして、中学校の部活動の地域移行について質問します。

中学校の部活動の地域移行ですが、町では移行期間を令和8年9月までと去年の3月に示されました。ここで残す期間は2年を切りました。私は、この地域移行を町内だけで完結するのは難しいのではないかと考えます。萩市や長門市との連携がないとできないのではと思います。

しかしながら、広域での活動となると保護者の負担にもつながります。すると部活動に参加しない生徒が増えるということも考えられます。成長期の運動は体

作りにも必要なものです。先生方の働き方改革も大事ですが、子どもたちの環境も整えなければなりません。

今現在の状況と、あと2年でどうなっていくのかという部分で、教育長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の6番、池田倫拓君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 それでは池田議員さんのご質問にお答えします。

国が示す公立中学校等の部活動の段階的な地域移行の方向性を踏まえ、阿武町では令和6年3月に、阿武町部活動の地域移行推進協議会を開催し、他の市町の動向ともあわせ、令和8年度の秋までに、平日も含めて部活動を学校から切り離し、地域へ完全移行することを目標に掲げ、取り組みの方針を作成したところです。しかし、正直課題は山積みで、中でも指導者の確保を含めて、受け皿となる地域クラブをどのように作っていくのかが大きな課題となっています。教育委員会としましては、保護者の負担軽減の観点からも、現在すでにクラブ登録されている阿武柔道クラブスポーツ少年団以外に、新たに町内に運動クラブを2つ程度、文化クラブを2つ程度作りたいと考えています。わざわざ遠くの市町まで行かなくても希望する活動ができるよう、子どもたちにはできるだけ多くの選択肢を用意してあげたいのですが、今中学生の数が60人弱、今後も少しずつ生徒数が減っていくことを考えると、せっかくクラブをたくさん作っても、どこのクラブも部員不足でまた共倒れになる、そういう可能性も強くなることが予想されます。設置するクラブの数はこれぐらいが妥当だと考えています。

じゃあ具体的にどのようなクラブを設置するかについては、現在、阿武中学校に設置されている陸上競技部、卓球部、バレーボール部をそのまま地域に移行するという方法、現在、阿武町にあるサッカーとバレーボールのスポーツ少年団の団員をそのまま中学生まで広げていくという方法、あるいは、まったく新しい競技種目を立ち上げるなど、様々なパターンを考え、現在関係者や各団体と協議を進めていますが、今の段階ではまだはっきりと明言できるところまでは至っていません。

そこで重要になるのが池田議員さんのお話にもありました、近隣市町との連携です。この件につきましては、特にお隣の萩市さんとはこれまでも萩阿武地区として一緒に大会を開催してきましたし、萩市と阿武町の学校が合同チームを組んで大会に出場したこともありました。また、今の段階で萩市のサッカークラブのように、阿武町の中学生も受入れ可能であるとしているクラブもありますし、反対に阿武町の柔道クラブには萩市の子どもたちも参加をしています。

近い将来、もっと多くのクラブが広域で一緒に活動するときはくると思いますが、今のところは、まずはそれぞれの自治体で、地域の実情に合った体制整

備に努めているところです。

大会出場に必要な資格を持った指導者の確保、保護者の経済的負担、ケガや事故に対する責任問題と課題はたくさんありますが、教育委員会としましては、令和8年度の秋を目標に、小回りのきく阿武町の強みをしっかり生かし、スピード感を持ってこの問題に取り組んでまいります。

議員さん方のお力も含めて、町を挙げて協力していただくことをお願いして、答弁とさせていただきます。以上です

○議長 6番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(6番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 ただ今答弁いただきましたが、これが思ったように、事が目に見えて進んでないようにやっぱ感じています。中々難しい部分であります。今、現在中学校1年生の生徒たちは、3年生まで今ある部活動をやり続けられるということですが、次から入ってくる子は、順次1年ずつ縮んでいく、やる期間が狭まっていくということになります。地域移行した後も、そのクラブ活動が続けられるようにできればいいんですが、中々これが上手いこと接続できない場合には、今新しく入ってくる子たちから段々部活動がもうできない、もう選択肢を狭められるっていう状況になってしまいますんで、もう次に入学する新1年生に対してスムーズな案内ができるように、期間は2年ありますけど、でも実質考えると、その次の子たちが3年間っていう部分で考えると、短くなってしまいます。その接続がスムーズにできるように、来年度からしっかり動けるような形をとらないと、その移行期間2年っていう部分では収まらないということになります。その辺をよろしくお願いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 今議員さんおっしゃられたとおりで、これ中学校の部活動改革といわれてますけど、実際に今在籍している中学生は、8年度秋卒業まで活動が保障されます。ですから今の6年生5年生が入学していったときに、どこかの段階で、部活動が中学校から切り離されるということになりますので、今おっしゃられたように、この6年生が特に3月次の学年に上がる前にですね、そのあたりの見通しを持った説明がきちんとできるようにしておかなきゃいけないということは我々も思っています。

現在どの自治体もですね、頭を悩ませながらこの課題に取り組んでおるんですが、中には国や自治体から助成金をもらって、実証事業として取り組みを展開している自治体がかなりあります。その実践事例を見るとですね、例えば大きい町でしたら、昔からそこにあるスポーツクラブをそのまま核としてですね、そちらに移行していくパターンですとか、大学や企業と連携をしはじめたところ、それからもう自治体が主体となって活動の場を提供しているとか、様々な

パターンが見られます。その中にはですね、議員さんがこの度質問していただいたように、広域連携の取り組みとして、隣同士の2つの市町がもう最初から一緒に推進計画を作って会議をしているという町もありますし、極端なところはですね、6つの町村がいわゆる拠点校方式、うちの町では野球をやる、うちの町ではバスケット、うちは合唱というふうにですね、それぞれの町が1つずつクラブを設置して、6つの市町の子どもたちが好きなどところに行くっていう拠点校方式っていうのを取っているところもあります。

こういった先進事例をですね、しっかり我々も勉強させてもらいながら、阿武町の実情に合ったクラブを作りたいと思っております。

それから、昨年日本郵政が日本スポーツ協会と連携をして、指導者の育成に全面協力しますっていったところもありますし、大企業の社会貢献の1つとしてですね、部活動の指導者派遣しますよっていう手を挙げているところもたくさんあるんですが、中々阿武町にはそういった大きなですね団体がありませんので、当面は教育委員会が主導しながらですね、家庭教育支援チーム、子ども会、スポーツ少年団、こういった今地域にあるものとうまく連携して、考えていかなきゃいけないかなというふうに思っております。以上です。

○議長 6番、再々質問ありますか。

(6番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 先ほど、私どもが懸念してる部分も、教育委員会の方でも懸念している部分が大体似たようなもので、やっぱりこういう小さい町では大きな事をするとかいった部分が難しいというのがあります。

しかしながら、やっぱり子どもたちを守っていく部分では、そういう環境を整えるのが1番大事なことで、やはり、子育てができる環境というのにもつながってきますんで、しっかりとしたまた案を持ち寄り、町一丸となってまたこういう部分でやってもらえればと思います。

○議長 教育長。

○教育長 頑張ります。以上です。

○議長 これをもって6番、池田倫拓君一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

#### 日程第4 議案第1号から日程第8 議案第5号を上程

○議長 日程第4、議案第1号を議題とします。

議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の3ページをお願いいたします。議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、法で定めている個人番号の利用の対象と事務、いわゆる法定事務以外で、本町が独自に個人番号を利用できる事務、及び本町内部の別機関である首長部局と教育委員会部局との間で情報連携を可能とする対象事務、及び特定個人情報に関して、関連する規定の見直しを行う必要が生じたため、条例の全部改正により、所要の規定整備を行うものであります。

それでは、議案書に沿ってご説明いたします。最初に第1条の趣旨につきましては、いわゆるマイナンバー法における第9条第2項に基づいて、福祉、保健、もしくは医療その他の社会保障、地方税または防災に関する個人番号の効率的な利用、及び法第19条第11号に基づいて、当該地方公共団体が条例で定めるところにより、他の機関に必要な特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとするものであります。

次に、第2条の定義につきましては、それぞれ法に規定する個人情報等の用語の意義を定めるもので、例えば(1)の個人情報とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいい、(4)特定個人情報につきましては、個人番号を含む個人情報を定義するものであります。

次に、第3条の町の責務につきましては、個人番号の提供に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するための規定であります。

次に、第4条の個人番号の利用範囲につきましては、第1条の趣旨にのっとり、第1項第2項につきましては、議案書の5ページ6ページの別表第1及び第2のとおり、阿武町重度心身障害者医療費助成要綱による、医療費の助成に関する事務であって、町長が別に定めるもののほか、各医療費の助成に係る期間や、事務を処理するために必要な個人情報についての限度を関係する規則で定める他、第3項第4項につきましては、特定個人番号利用事務の処理に係る個人番号の利用範囲、また当該書面の提出について、規定するものであります。

次に、第5条の特定個人情報の提供につきましては、地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関にその事務を処理するために必要な特定個人情報を提供するときには、6ページの別表第3の第1欄に掲げる期間である、教育委員会が第3欄に掲げる町長に対し、同表の2欄に掲げる医療や就学に要する費用についての援助に関する事務を処理するために必要な、第4欄の特定個人情報の提供を求めた場合において、町長が当該特

定個人情報を提供、また当該書面の提出について規定するものなどであります。なお、附則の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日は、本年5月27日でありますので、本条例も法律の施行の日からの適用となります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第2号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(高橋仁志) 議案書の7ページ8ページをお願いします。議案第2号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

本案件は、現在、福賀地区にしかない阿武町移住体験滞在施設、通称おためし住宅であります。令和2年の12月議会において、町営の一般住宅から除外した、元々宇田郷1号住宅を、宇田郷の旧駐在所であります。宇田郷地区における定住対策の一環として、おためし住宅に追加するものであります。施行期日は公布の日からです。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第3号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(矢次信夫) 議案書9ページをお願いします。議案第3号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う、関係政令の整備等、及び経過措置に関する政令が8月14日公布されたこと等に伴い、本条例を改正するもので、本年12月2日から新規に保険者証を発行しなくなることから、罰則規定にあります保険者証に係る部分について改正いたします。

それでは、次のページの新旧対照表によりご説明いたします。第13条において、国民健康保険法を第9条第9項を第5項に改め、同条第3項もしくは第4項の規定により、被保険者証の返還を求めてもこれに応じない場合を条文から削除します。施行期日は、令和6年12月2日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第4号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書11ページをお願いします。議案第4号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本案件は、本年4月1日から施行された、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令により、地域包括支援センターにおける職員配置が柔軟化されたことに伴い、本条例においても所要の改正を行うものです。

それでは、13 ページからの新旧対照表によりご説明いたします。第2条、基本方針では、本条例の第3条の改正による条ズレを改め、高齢者を介護保険の各非保険者にいい換えます。第3条、人員配置基準では、今回省令により開催された配置基準に合わせ、13 ページから 16 ページの該当する箇所を改めるものです。なお、今回の省令改正に伴い、本条例を改正しますが、この改正は、市町に複数の地域包括支援センターを配置している等の配置基準の緩和であり、本町には今回直接関連するものではございません。施行期日は公布の日からとなります。以上で説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第5号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○**土木建築課長(近藤慎治)** 議案書 17 ページをお願いします。議案第5号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明します。

本案件は、国において、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の施行に伴い、水道整備管理行政が、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されたことにより、関係する条例を改正するものです。

それでは、18 ページの新旧対照表によりご説明いたします。阿武町簡易水道事業給水条例の新旧対照表でございます。第5条第1項、第33条第2項ただし書き、及び第37条第1号中において、それぞれ厚生労働省令を国土交通省令に改めます。次に 19 ページをお願いします。阿武町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び技術管理者に関する条例の新旧対照表でございます。第4条第6号中、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めます。

なお、施行は公布の日からで、適用は令和6年4月1日からとなります。以上で説明を終わります。

## 日程第9 議案第6号を上程

○**議長** 次に議案第6号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、執行部の説明を求めます。副町長。

○**副町長** それでは議案書 20 ページをお願いいたします。議案第6号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてをご説明いたします。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるもので、阿武町教育委員会委員の3

人のうち1期4年目の教員経験者の安光明文委員、並びに保護者枠の三浦美和子委員の任期が、それぞれ本年9月30日をもって満了いたしますので、その後任委員の選任について、両委員の再任でご同意をお願いするものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の条文を、参考までに掲載していますのでご参照ください。また両委員の経歴等につきましては、タブレットに送信している履歴書のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長 議案第6号は、人事案件につき、ただちに審議に入ります。ただ今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり。)

○議長 続いて、討論は省略し、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第6号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(挙手全員。)

○議長 挙手全員です。よって、議案第6号、阿武町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 日程第10 議案第7号から日程第15 議案第12号を上程

○議長 次に、議案第7号、令和6年度阿武町一般会計補正予算(第2回)について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書21ページをお願いいたします。議案第7号、令和6年度阿武町一般会計補正予算(第2回)についてご説明いたします。

今回の補正額は、2989万3000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を34億3886万5000円とするものです。

なお、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正につきましては、別冊補正予算書の第1表第2表のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書14ページ、2款、総務費から、副町長。

(副町長、のうそんセンター費、ふれあいセンター費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課課長、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費、物価高騰地方創生臨時交付金

低所得者等給付金事業費、物価高騰地方創生臨時交付金低所得者等給付金事務費、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、保健衛生総務費、保健事業費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、畜産業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農村整備費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、林業政策費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、漁業集落環境整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、住宅管理費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、学校管理費(小)、学校管理費(中)、町民センター費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。)

○議長 以上で歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。10 ページ、14 款、国庫支出金から。副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 ここで会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休憩開始/14 時 31 分 会議再開/14 時 39 分

○議長 それでは休憩を閉じて、会議を続行します。休憩前に引き続き、議案説明をお願いいたします。

○議長 次に、議案第 8 号、令和 6 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長

○健康福祉課長 議案書の 22 ページをお願いします。議案第 8 号、令和 6 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 2 回)についてご説明いたします。

今回の補正は 30 万円を追加し、補正後の予算を 5 億 8035 万 1000 円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の 34、35 ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○**議長** 次に、議案第9号、令和6年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長

○**健康福祉課長** 議案書の 23 ページをお願いします。議案第9号、令和6年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)についてご説明いたします。

今回の補正は 2789 万円を追加し、補正後の予算を 6 億 3695 万 9000 円とするものです。

それでは、別冊補正予算書の 44、45 ページをお願いします。歳出からご説明いたします。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○**議長** 次に、議案第10号、令和6年度阿武町簡易水道事業会計補正予算(第1回)について執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○**土木建築課長** それでは議案書の 24 ページをお願いします。議案第10号、令和6年度阿武町簡易水道事業会計補正予算(第1回)についてご説明します。

今回の補正は、収益的収入及び支出の予算総額から 14 万 6000 円を増額し、収入を 6736 万 9000 円、支出を 6710 万 3000 円とするものです。

別冊補正予算書の 54 ページをお願いします。収益費用明細書により、支出から説明します。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

○**議長** 次に、議案第11号、令和6年度阿武町集落排水事業会計補正予算(第1回)について執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○**土木建築課長** それでは議案書の 25 ページをお願いします。議案第11号、令和6年度阿武町集落排水事業会計補正予算(第1回)についてご説明します。

今回の補正は、収益的収入及び支出の予算総額から 336 万円を増額し、収入を 1 億 4937 万円、支出を 1 億 4861 万 1000 円とするものです。

別冊補正予算書の 64 ページをお願いします。収益費用明細書により、支出から説明いたします。

(土木建築課長、歳出、歳入について説明する。)

## 日程第15 議案第12号を上程

○**議長** 次に、議案第12号、令和5年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、執行部の説明を求めます。副町長。

○**副町長** それでは議案書の 26 ページをお願いいたします。議案第12号、令和5年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についてをご説明いたします。

本案件につきましては、令和5年度の阿武町一般会計及び7つの特別会計の決算につきまして、長山、松田両監査委員から監査の結果報告をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、認定をお願いするものです。

なお、各会計の決算書及び決算審査意見書、そして主要な施策の実績は、すでにお手元にお配りをしているとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 以上で説明を終わります。

○議長 ここで、監査委員より決算審査意見書について説明の申し出がありますので、これを許します。長山監査委員、ご登壇ください。

○代表監査委員(長山雅範) それでは、お手元にお届けしております、令和5年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書について、ご説明いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長より審査に付された令和5年度阿武町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、それぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各関係諸帳簿、証書類に基づき審査をいたしました。その結果は次のとおりであります。

調査の対象は、令和5年度阿武町一般会計歳入歳出決算、並びに令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計歳入歳出決算をはじめ、7つの特別会計でございます。

次に、審査に要した期間は、毎月の例月出納検査に加え、令和6年8月26日から28日までのうち3日間をかけて、慎重に審査をいたしました。

審査の方法につきましては、町長より提出された各会計の決算資料により、予算現額及び収入支出済額については、歳入簿、収入命令、調定簿、歳出簿、出納証書類、各課所管の歳出予算整理簿等により、また財産等については財産台帳、備品台帳、証券類等により審査を行いました。

経理事務の処理につきましては、関係各課の諸帳簿等により審査するとともに、予算執行の適否並びに会計処理が適切であり、かつ合理的であるかについて審査をいたしました。

審査の総括意見としまして、令和5年度阿武町各会計にわたり、関係諸帳簿等を照合審査した結果、証拠書類等よく整理されており、その計数は正確で過誤はなく、適法かつ適正に処理されていることを確認しました。

歳入歳出決算の状況は、一般会計及び7つの特別会計を合算した歳入決算額は、57億5812万9696円で、歳出決算額は47億2991万8252円となり、歳入歳出差し引き額は10億2821万1444円となっています。全ての会計の予算に対する収入率は106%、歳出の執行率は87.1%であり、様々な事情による未実施な事業もあると思われませんが、厳しい財政状況の中で、必要であると認められた貴重な予算であることから、計画的で効率的な執行について、より一層の配慮を望むものであります。

次に、繰出金については、一般会計より特別会計への繰出金の総額は、2億

3032万8145円で、前年度対比3.7%の増となっています。繰出金は、国保事業や後期高齢者医療事業、介護保険事業など、制度的なものが主なものと考えられますが、独立採算制を基調とする簡易水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の公営企業会計については、その本質に基づき、自主財源の確保等になお一層の努力を望むものであります。

以上、決算審査の総括意見のまとめとしまして、我が国の経済は、昨年5月に新型コロナが5類になり、人・物・社会経済の動きが活発化し、正常が戻りつつあると感じていますが、その一方でウクライナ問題が収束を見せない中、パレスチナとイスラエルの紛争が勃発し、国際的なエネルギー価格や原材料価格の上昇等を背景とした物価の高騰は、我々の生活や産業経済に大きな影響を及ぼしています。

こうした状況の中、当町としては地域の実情に応じた社会保障サービスや防災・減災対策、定住対策等が鋭意推進されている中で、現在は健全な財政が運営されているものの、今後、人口減少による税収の減、地方交付税の減額、また社会保障経費や経常的経費も増加傾向にあることから、厳しい財政運営を迫られることが懸念されます。従って、引き続き健全な財政運営を堅持するとともに、限られた財源の中で住民の満足度・幸福度を上げるため、持続可能で安定的な財政運営に努めながら、適正な事務事業の執行を望むものであります。

なお、特別会計のうち、公営企業会計の簡易水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・漁業集落排水事業特別会計については、令和6年度から地方公営企業法の適用を受けることになったことから、収入未済額については、令和6年3月31日時点の額であり、出納整理期間はないことから、例年に比べて増加となっています。

次に、監査の個別意見としまして、まず一般会計の決算状況は、歳入総額は41億9465万5300円で、前年度対比0.4%の減、歳出総額は32億1899万1837円で、前年度対比2.4%の減となっています。

歳入歳出差引額は、9億7566万3463円で前年度対比6.9%増ですが、差し引き額には翌年度繰越事業の財源として充当すべき額1億3797万1859円が含まれていますので、これを除いた実質収支額は、8億3769万1604円の黒字となり、前年度対比2.5%の減となっています。

まず、歳入の状況は、予算現額に対する収入率は111.4%で、調定額に対する収入率は99.6%となっています。予算に対する収入額が大きく異なる主なものは、地方交付税が約2億6300万円の増、国庫支出金が5200万円の減、繰越金が3億4800万円の増、町債が1億6500万円の減となっています。

収入未済額の徴収については、昨今の経済情勢の中で、大変厳しいと思われませんが、適正な債権管理は町民付託の公平性や行政への信頼確保の観点から、債務者の状況を把握した上で、適宜法的な措置をとるなど、より効率的・効果

的な取り組みが必要であります。今後とも各課が連携をより密にして、収入未済額が減少するよう、なお一層の努力を望むものであります。

なお、不納欠損処分にあたっては、適切かつ厳正に取り扱っていただきたいと思っております。

次に、歳出については、予算の執行率は85.5%となっておりますが、このうち、翌年度への繰越額3億6121万859円と大幅な増であり、これを除くと、不用額は1億8351万6104円となっております。少子・高齢化に対応した住民福祉に係るもの、また若者やIターン者等の受け皿となる住環境や、各種定住対策、その他多くの事業等を限られた財源の中で予算を有効に効率よく活用し、健全な行財政運営への真摯な取り組みをお願いするものであります。

次に、各特別会計決算に対する監査の個別意見でございますが、阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計をはじめ、7つの特別会計につきましては、いずれも順調に運営されて黒字決算となっており、収支の状況についてそれぞれ審査意見を付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

なお、詳しい説明は、時間の関係上ここでは省略させていただきます。

また、別表としまして、15ページには一般会計における自主財源・依存財源の状況を、16ページには収入未済額の状況を記しております。

なお、別冊の決算書255ページから財産に関する調書として、土地、建物、有価証券、出資による権利、債権、基金の保有額、地方債現在高などを記載しておりますので、ご覧頂きたいと思っております。

次に、別紙の令和5年度阿武町基金運用状況審査意見書は、土地開発基金や高額療養費貸付基金について、いずれも計数は正確で運用状況につきましても、適正であると認めました。

また、令和5年度決算に基づく阿武町健全化判断比率等意見書につきましても、それぞれについて適正である旨の意見書を提出しております。

最後に、令和5年度の決算を踏まえ、今後とも町民一人ひとりに寄り添い、魅力ある町政を継続して頂きたいと思っております。

なお、令和5年度予算執行における執行部の真摯なお取り組みに対し、敬意を表しますとともに、決算審査にご協力を頂きました、みなさま方に厚くお礼申し上げます。簡単ではありますが、令和5年度阿武町各会計歳入歳出決算、審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長 以上で決算審査意見書の説明を終わります。

## 日程第16 委員会付託

○議長 委員会付託を行います。お諮りします。ただいま議題となっております。議案第1号から議案第5号、並びに議案第7号から議案第12号について

は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 5 号並びに議案第 7 号から議案第 12 号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れ様でした。

閉会 15 時 03 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

**阿武町議会議長 末 若 憲 二**

**阿武町議会議員 白 松 靖 之**

**阿武町議会議員 西 村 容 子**